

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月30日
【事業年度】	第6期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
【会社名】	ENECHANGE株式会社
【英訳名】	ENECHANGE Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 城口 洋平 代表取締役COO 有田 一平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
【電話番号】	(03)6774-6601(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 杉本 拓也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
【電話番号】	(03)6774-6601(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 杉本 拓也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高	(千円)	1,140,739	1,268,110	1,713,196
経常利益又は経常損失()	(千円)	104,924	304,907	6,216
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失()	(千円)	91,102	238,375	16,743
包括利益	(千円)	89,799	243,650	18,241
純資産額	(千円)	586,261	342,611	852,464
総資産額	(千円)	859,504	1,073,716	1,967,194
1株当たり純資産額	(円)	107.71	154.50	144.98
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	(円)	17.35	45.40	3.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	65.8	30.6	42.6
自己資本利益率	(%)	18.0	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	219,577	310,049	139,545
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	143,590	16,868	294,696
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	18,329	125	1,285,951
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	530,932	204,693	1,334,449
従業員数	(人)	64	90	91

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2020年9月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()を算出しております。
- 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第5期及び第6期における自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 第4期及び第5期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第6期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 第4期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 会計監査法人の監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	182,632	524,758	990,581	1,058,907	1,505,110
経常利益又は経常損失 () (千円)	266,039	326,630	87,892	264,745	6,579
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	266,990	327,500	85,601	244,723	15,278
資本金 (千円)	602,755	627,755	642,755	642,755	906,802
発行済株式総数					
普通株式	920,000	920,000	1,750,000	950,000	5,781,476
A種優先株式	240,000	240,000	-	200,000	-
B種優先株式 (株)	310,000	310,000	-	110,000	-
C種優先株式	30,000	30,000	-	30,000	-
D種優先株式	200,000	220,000	-	220,000	-
E種優先株式	-	-	-	240,000	-
純資産額 (千円)	735,124	462,423	587,475	342,751	855,568
総資産額 (千円)	801,170	636,892	818,703	1,044,832	1,939,320
1株当たり純資産額 (円)	208.46	396.44	109.19	154.48	145.52
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	180.30	190.59	16.31	46.61	2.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	91.8	71.9	70.0	31.4	43.4
自己資本利益率 (%)	-	-	16.6	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	24	39	47	75	79
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標: -) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	4,900
最低株価 (円)	-	-	-	-	2,125

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2020年9月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()を算出しております。

3. 第2期から第3期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 第2期から第5期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第6期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 第2期から第3期、第5期及び第6期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
8. 第4期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。第2期及び第3期については「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
9. 定款及び2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式（200,000株）、B種優先株式（110,000株）、C種優先株式（30,000株）、D種優先株式（220,000株）、E種優先株式（240,000株）の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式800,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式につきましては、2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき2020年9月16日をもって全て消却しております。また、2020年9月1日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行っており、これにより、2020年9月16日付でA種乃至E種優先株式に関する定款の定めが廃止されております。
10. 2020年12月23日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第2期から第6期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2020年12月23日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

当社の前身であるCambridge Energy Data Lab Limitedは、日本の電力自由化を契機とした規制緩和後の市場における事業開発及びスマートメーターデータの研究開発を目的に、2013年6月英国ケンブリッジ市において設立されました。Cambridge Energy Data Lab Limitedにて、2014年4月に日本の電力自由化を見据えた家庭向け電力・ガス特化型メディア「エネチェンジ」を開始した後、2015年4月に東京都墨田区にエネチェンジ株式会社が設立され、同年6月Cambridge Energy Data Lab Limitedから事業譲渡を受けた後に、現在の事業を本格的に開始しました。

年 月	概 要
2013年6月	英国ケンブリッジ市においてCambridge Energy Data Lab Limited 設立
2014年4月	家庭向け電力・ガス特化型メディア「エネチェンジ」開始
2015年1月	家庭向け格安SIM・スマホ比較サイト「SIMチェンジ」開始
2015年4月	東京都墨田区においてエネチェンジ株式会社を設立
2015年6月	Cambridge Energy Data Lab Limitedからエネチェンジ株式会社への事業譲渡を実施
2016年1月	電力自由化に対応した電力切替プラットフォーム開始
2016年1月	電力会社向け電気料金シミュレーションASPサービスの提供開始
2016年2月	英国ケンブリッジ市においてSMAP ENERGY LIMITED設立
2016年6月	法人向け電力・ガス切替プラットフォーム「エネチェンジ Biz」開始
2017年6月	SMAP ENERGY LIMITED（現連結子会社）を子会社化
2017年8月	本社オフィスを東京都千代田区に移転
2018年5月	「ENECHANGE株式会社」へと商号変更
2018年8月	電力会社向け電気料金シミュレーションASPサービスに機能追加し、「EMAP」サービスとしてリニューアル
2019年7月	家庭向け格安SIM・スマホ比較診断サービス「SIMチェンジ」事業の譲渡を実施
2019年12月	電力データ解析技術を用いた再生可能エネルギー発電所の運営効率化・ファンド運営事務サービス「JEF」開始
2020年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

3【事業の内容】

当社グループは、「Changing Energy for a Better World ~ エネルギーの未来をつくる ~」というミッションを掲げ、エネルギー革命の軸となる「エネルギーの4D」、すなわち自由化（Deregulation）、デジタル化（Digitalization）、脱炭素化（Decarbonization）、分散化（Decentralization）に資する分野を主な事業領域としております。これらの分野において、エネルギー分野特化型の「エネルギーテック」、すなわち発電や小売を直接行わず、エネルギーに関連するテクノロジーサービスの提供を中立的に行う企業グループとして、エネルギーに関するデータの活用促進を通じ、相互シナジーを活かした事業展開を行うことで、「エネルギーの4D」におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)（注1）を推進し、「エネルギー分野におけるデータプラットフォーマー」というユニークなポジショニングで、エネルギーテック領域におけるカテゴリーリーダーとなることを目指しております。

当社グループは、(I)自由化領域において消費者向けに電力・ガス等の最適な選択をサポートするBtoC型ビジネスである「エネルギープラットフォーム事業」と、(II)デジタル化領域において電力・ガス会社向けにクラウド型DXサービスを提供するBtoB型ビジネスである「エネルギーデータ事業」を展開しております。

「エネルギープラットフォーム事業」においては、消費者向けの電力・ガス切替サービスを通じて、「エネルギーを選ぶを常識に」することを目指しており、主に「エネチェンジ」（家庭向け電力・ガス切替プラットフォーム）及び「エネチェンジBiz」（法人向け電力・ガス切替プラットフォーム）の2サービスを展開しております。

「エネルギーデータ事業」においては、電力・ガス会社向けのクラウド型DXサービスを通じて、「デジタル化でエネルギーをより効率的に」することを目指しており、主に電力・ガス会社向けにクラウド型で提供するデジタルマーケティング支援SaaS（注2）「EMAP（イーマップ = Energy Marketing Acceleration Platform）」、電力スマートメーター（注3）データ解析SaaS「SMAP（スマップ = Smart Meter Analytics Platform）」、電力データ解析技術を活用した稼働中の再生可能エネルギー発電所の運営効率化・ファンド運営事務サービス「JEF（ジェフ）」の3サービスを展開しております。当社グループは、当該2事業の両輪経営による顧客基盤・ノウハウの相互活用を通じた事業展開を競争力の源泉とし、業界内におけるユニークなポジショニングを構築しているものと考えております。

当該2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

なお、当社グループは、当社に加え、連結子会社SMAP ENERGY LIMITED（英）で構成されています。「SMAP」サービスはSMAP ENERGY LIMITEDが、それ以外のサービスは当社が運営しております。

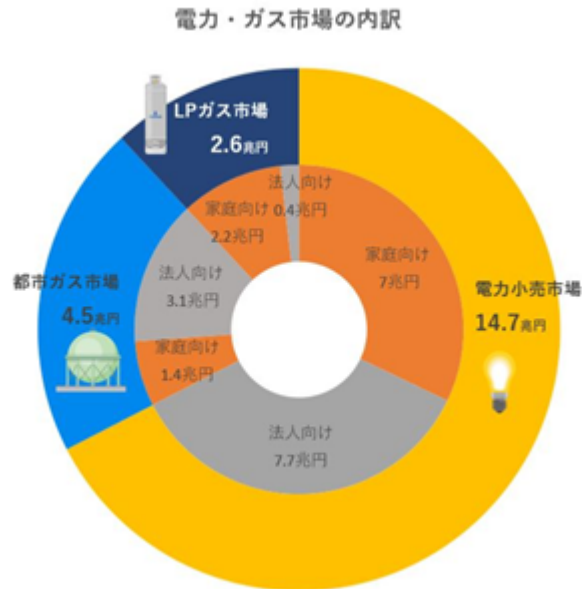


現在当社グループが提供するエネルギープラットフォーム事業及びエネルギーデータ事業の概要は以下のとおりです。

(1) エネルギープラットフォーム事業

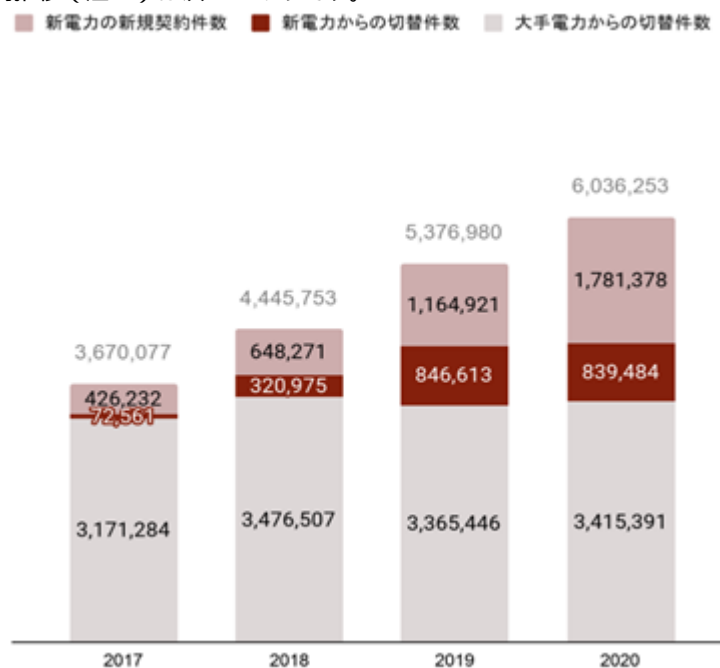
(電力市場及び電力自由化の概況)

日本国内の電力、都市ガス、LPガス小売市場全体の市場規模は約22兆円程度（注4）と、自由化された単一市場としては世界最大（注5）の規模です。内訳として、家庭向け電力・ガスの小売市場規模は計10.6兆円（家庭向け電力小売：約7兆円、家庭向け都市ガス小売：約1.4兆円、家庭向けLPガス小売：約2.2兆円）と法人向け電力・ガスの小売市場規模は計11.2兆円（特別高圧含む高圧向け電力小売（注6）：約7.7兆円、法人向け都市ガス小売：約3.1兆円、工業用LPガス小売：約0.4兆円）と当社では推計しております。



日本国内の電力自由化は2000年に法人向けの特別高圧区分、2004年に高圧区分で開始されました。2016年4月に家庭向け（低圧電灯・低圧電力）の小売市場の自由化が開始されたことを機に、新規参入事業者の増加による競争環境の激化や、電力・ガス会社の切替に対する認知度の拡大に伴い、家庭向け、法人向けともに新電力シェアが拡大し、2016年4月時点と2020年11月時点と比較すると、家庭向けでは0%から17.7%、法人向けが15.2%から29.2%を占めるまでに増加しました（注7）。

家庭向けにおいて主となる低圧電灯の小売市場においては、2016年の全面自由化以降、電力契約の切替が進んでおります。電力契約切替数の年間推移（注8）は次のとおりです。



低圧電灯の新電力への年間の切替件数に関しては、2020年では約603万件となっております。この内訳としては、年間約341万件の大手電力から新電力への切替、約83万件の新電力から新電力への切替、約178万件の新電力の新規契約によるものとなります。

大手電力からの切替需要は、電力・ガス切替の認知向上により、今後も安定的な推移が見込めるものと考えております。

新電力からの切替の切替需要は、主に一度新電力に切り替えたユーザーが、より良い料金プラン等を探す需要によるものと考えております。一度切り替えたユーザーは、電力・ガス切替に対する心理的ハードルが低くなり、また切替に関するメリットも認識しているため、継続的により良い電力・ガス会社を探す傾向にあるものと考えられます。特に初回切替に関しては、電力・ガス会社による直接的な営業活動により受動的に切替を実施しているユーザーが多いものと考えられ、そうしたユーザーが2回目以降に切り替える場合は、能動的に電力・ガス会社を比較して検討する、すなわち当社のような切替サービスを活用する需要が高まるものと考えております。

新電力の新規契約需要は、引越しの機会に電力・ガス契約を新規契約する際に、大手電力ではなく新電力を選択するユーザーの需要があるためと当社では認識しており、電力・ガス切替の認知向上により、引越し時により良い料金プラン等を探す需要は今後も増加していくものと考えております。

(事業の概況)

当社グループのエネルギープラットフォーム事業は、家庭向け顧客に対しては、電力・ガス切替プラットフォーム「エネチェンジ」、法人向け顧客に対しては、電力・ガス切替プラットフォーム「エネチェンジBiz」の2サービスを展開しております。「エネチェンジ」「エネチェンジBiz」はともに最適な電力・ガス会社等を選択するための比較・診断・切替申込機能を、インターネット上でワンストップにて提供する電力・ガス切替プラットフォームであり、当該サービスを電力の消費者である家庭や法人の顧客（以下、「ユーザー」）に対して無償で提供することで、電力・ガス切替のデジタルトランスフォーメーションに取り組んでいます。

当社は、国内大手の電力・ガス会社との戦略的な業務提携を始めとして、2020年12月末時点において「エネチェンジ」と「エネチェンジBiz」合わせて52社（重複を除く）の電力・ガス会社と提携しております。それら電力・ガス会社とのネットワークにより、価格面での訴求だけではなく、電気・ガスセットでの提供や、「再生可能エネルギー100%の電力プラン」の取り扱いを開始しており、幅広いユーザーのニーズに合わせたサービス展開を行っています。

集客面に関しては、自社メディアを経由したオンラインでの集客を基本とし、家庭から法人ユーザーまで幅広く集客を実施しております。加えて、パートナーの拡大にも努めており、オンライン・オフラインでのパートナー経由の集客も行なっております。これらにより、電力・ガス切替プラットフォームとして、ユーザーとの接点を拡大しております。

これらの取組みにより、継続報酬対象ユーザー数は、2020年12月末時点において、家庭ユーザーで約9万件、法人ユーザーで約4,000件（換算値約14万件（注9））となっております。



(各サービスの特徴)

<エネチェンジ>

「エネチェンジ」は「電力会社を選ぶ」をサポートする家庭向け電力・ガス特化型メディア兼電力・ガス会社切替プラットフォームです。当社は2016年1月より本格的にサービスを開始し、2020年1月から12月までの平均で月間ユニークユーザー数が220万人を超える規模にまで成長しました。

ユーザーは、オンライン上で居住地域の郵便番号や世帯人数、在宅状況や電気の使用量といった情報を簡易的に入力することで、地域ごとの気象条件やロードカーブ（注10）を考慮したアルゴリズムの診断結果に基づいた最適な電力・ガス会社の比較情報を、様々なランキング形式で得ることができます。また、診断と比較だけではなく、オンライン上で電力・ガス会社の切替（注11）手続きまでを一気通貫で実施できるサービス設計となっているため、ユーザーにとっては利便性の高いサービスとなっています。加えて、家庭向けでは不動産仲介業者等、法人向けでは金融機関等のパートナーを経由したオフラインでの切替申込にも対応しております。パートナー数は拡大しており、家庭向け・法人向けごとのパートナー数の過去の推移は次のとおりです。

時点	パートナー社数（家庭向け）	パートナー社数（法人向け）
2017年12月末	6	29
2018年12月末	26	58
2019年12月末	65	139
2020年12月末	103	187

また、パートナー数の拡大に伴い、パートナー経由での電力・ガス会社の年間切替件数（家庭ユーザーの切替件数と法人ユーザー換算値の合計（注9））は順調に増加しており、過去の推移は次のとおりです。

時点	パートナー経由年間切替件数 （家庭向け）	パートナー経由年間切替件数 （法人向け）
2017年12月末	632	5,414
2018年12月末	5,050	14,611
2019年12月末	16,827	12,086
2020年12月末	34,297	18,008

なお、家庭向け都市ガスの小売全面自由化が開始された2017年4月に先駆けて、2017年1月より都市ガス料金の比較診断サービスも提供しております。また、2019年11月より順次買取期間が終了する固定価格買取制度（FIT）（注12）にあわせた電気の買取や、蓄電池の紹介サービスも提供しております。

<エネチェンジBiz>

「エネチェンジBiz」は、主に高圧と呼ばれる法人の電力・ガスユーザーを対象とした一括見積取得及び電力会社切替プラットフォームです。大手新電力を中心とした電力・ガス会社と提携し、法人ユーザーに対して無料で一括見積と申込手続きを代行するサービスを全国規模で提供しております。当社は2016年6月より本格的にサービスを開始し、2020年12月時点において、月間問い合わせ件数が300件を超える規模にまで成長しました。

法人ユーザーは、無料診断登録を実施し、過去12か月分の電気使用量を記載した明細書を提出することで、複数の電力・ガス会社からの新しい電気料金単価での見積提案の取得から、電力会社の切替手続きまでのプロセスを、一括して当社に委託できます。そのため、初期費用が不要であり、かつ書類上の手続きのみで固定費の削減が可能となります。

(収益モデル)

ユーザーが、当社の展開する切替プラットフォームサービス上で提携する電力・ガス契約の切替を実施すると、当社は、電力・ガス会社より一定の報酬を受領します。当該報酬は、当社の売上高として計上されます。

報酬には下記の2つの種類があります。

(1) スtock型の切替報酬：プラットフォームサービス上で切替を実施したユーザーが電力・ガス会社に対して支払う毎月の電力代・ガス代に、あらかじめ定められた料率を乗じた金額を、切替以降、原則として電力・ガス小売供給契約が継続する限り、毎月継続的に受領する報酬となります。プラットフォームサービスを通じた申し込みが行われ、累積申込数が増大すると、契約数に比例して報酬が増大するstock型の報酬です。

(2) その他報酬：電力・ガス契約の切替時に、上記のstock型切替報酬に加えて、追加で電力・ガス会社から受領する切替の一時報酬や、メディアとしての「エネチェンジ」及び「エネチェンジBiz」における宣伝効果を期待する電力・ガス会社からの広告掲載依頼・配信活動に伴い受領する広告収入等があります。これらは申込数や広告件数に応じて売上高が増減します。

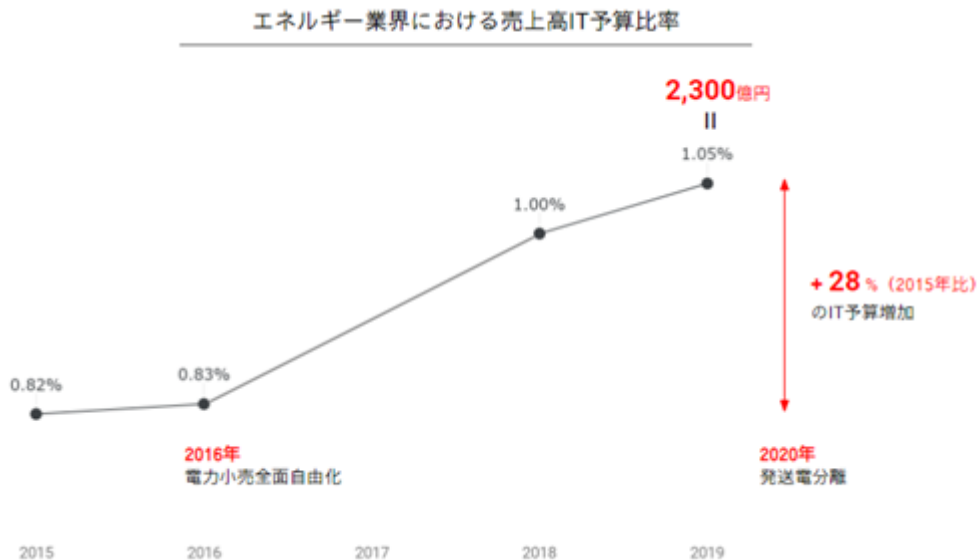
(II) エネルギーデータ事業

(エネルギー業界のITシステム市場の概況)

電力業界におけるデジタル・イニシアチブについて、世界経済フォーラム・アクセンチュア共同レポートによると、2016年から2025年にかけて世界全体で享受できる価値は、1.3兆ドルに達すると見込まれています(注13)。

日本国内においても、自由化の進展による電力・ガス会社間の競争激化、スマートメーターの設置・普及による電力データ量の増加、AI(注14)やRPA(注15)等の技術の進化、再生可能エネルギー発電所の大量導入を背景とした弾力性・柔軟性のある電力系統運用の必要性等により、電力・ガス会社におけるデータの解析ニーズがあるものと認識しております。このように電力データ活用の関連分野は、デジタル化領域のみに限定されるものではなく、「エネルギーの4D」の分野で横断的に生じるものと考えております。

当社グループがエネルギーデータ事業において展開するサービスの対象であるエネルギー業界のIT投資の金額は、競争環境の整備によるIT投資の活性化により、近年拡大傾向にあり、日本のエネルギー業界に属する企業の売上高に占めるIT予算比率(注16)は、次のとおり、2015年度の0.82%から2019年度の1.05%へと28%増加しております。この背景には、電力・ガスの小売全面自由化、発送電分離、スマートメーターの普及、再生可能エネルギーの増加等の業界構造の変革に伴うITシステムの刷新需要があるものと考えております。



(事業の概況)

当社グループのエネルギーデータ事業は、電力・ガス自由化、スマートメーターのデータ解析、再生可能エネルギー発電所の運営効率化等、「エネルギーの4D」の進行に伴い必要となる新たなITシステムを、エネルギー事業者向けにクラウド型で提供しています。現在は、3サービス(EMAP、SMAP、JEF)を展開しております。これらのサービスは、独自データを活用した電力・ガス業界特化型のシステムを汎用的に展開することに特徴があり、デジタル化を軸としながらも、「エネチェンジ」「エネチェンジBiz」によって蓄積される大量のユーザーデータを活用した「EMAP」、スマートメーターデータの解析を軸とした「SMAP」、再生可能エネルギー発電所のデータ活用の「JEF」とそれぞれ異なる特徴を有しております。

当社グループは、国内の電力・ガス会社との戦略的な業務提携を始めとして、国内外の電力・ガス会社に対してこれらのサービスを提供しております。これらのサービスはいずれもクラウドベースで行われることにより、サービス提供を通じて様々なデータの蓄積が可能であり、またそれらのデータを解析・活用することで更なるサービス品質や機能の強化に繋がるため、当該サービス提供を通じ競争力を高めていくことが可能であるものと認識しております。

これらの取組みにより、サービス導入社数は2020年12月末時点で32社となっております。



(各サービスの特徴)

<EMAP>

「EMAP」は、当社が提供するエネルギー事業者向けデジタルマーケティング支援SaaSのサービス名称です。「EMAP」サービスの特徴は、当社が電力・ガス切替プラットフォーム「エネチェンジ」を運営する中で得た知見・情報・技術資産を基にした、電力・ガス小売の現場へのデジタル化・効率化サービスをSaaS型で提供している点です。2016年1月より電力・ガス会社への提供を開始し、以降様々な改善・機能追加を施しながら運用実績を積み重ね、2020年12月末時点においては東京電力エナジーパートナー株式会社や、東京瓦斯株式会社、北陸電力株式会社をはじめとした電力・ガス会社にサービス提供をしております。「EMAP」を利用して蓄積された電力・ガス切替に関する契約情報は2020年12月末時点において100万件以上であり、それら大量のデータ解析を軸としたサービス展開を行っております。

「EMAP」サービスの導入にあたり、標準的なパッケージが用意されているため、速やかにセットアップを行うことが可能な形でサービス提供を行っております。また運用開始後も、システムの死活監視や、定期的な保守、燃料費調整額(注17)の定期更新といったメンテナンスまで、ワンストップで提供しております。

「EMAP」の各種機能は以下のとおりです。

EMAP FRONT SERIES (マーケティング機能)

「エネチェンジ」で蓄積されたユーザー行動等のデータベースを活用して開発された高いICVR(注18)の申込受付フォームや、全国の電力・ガス会社の料金プランに対応した料金シミュレーション、請求額や電力使用量グラフ機能を備えたユーザーマイページ等、オンライン上での新規顧客獲得やユーザーリレーション深化に有効と考える機能を提供しております。「エネチェンジ」の運営経験により最適化された機能を基に電力・ガス会社のサイト向けに再設計を施すため、最短導入工期1か月でのセットアップが可能です。

EMAP DESK SERIES (顧客・営業管理、バックオフィス機能、データ解析)

代理店として多くの電力・ガス会社の顧客管理を行ってきた「エネチェンジ」の知見や、ユーザー管理機能等のソフトウェア資産をベースに構築した顧客管理システムを提供しております。全申込顧客の情報(エリア、プラン、申込ステータス等)を管理できる機能等、取次店の獲得成果・営業管理、アクセス・ユーザー行動解析等を柔軟に行いたいというニーズに応える機能を提供しております。

また、このEMAP DESKを起点に、事業立ち上げ期の電力・ガス会社をメインターゲットとして想定した切替業務のBPO(注19)サービスも提供しております。BPOでは、必要とされる機能の共通化・自動化による効率化により、少ない人的リソースでの事業展開、既存のCISシステム(注20)では対応できない柔軟なサービス設計の構築が可能となるサービス提供を行っております。

< SMAP >

「SMAP」は、当社グループが提供するエネルギー事業者向けスマートメータデータ解析SaaSのサービス名称です。当社子会社のSMAP ENERGY LIMITEDが、開発・運営を国内外で行っています。「SMAP」サービスの特徴としては、スマートメーターを経由して送られてくるユーザーの電力使用量(kWh:キロワットアワー)の30分値データを様々な観点で解析・予測するサービスをSaaS型で提供している点です。2017年6月にSMAP ENERGY LIMITEDを連結子会社化し、日本の電力会社向けに本格的にサービスを開始しました。現在、大手新電力をはじめとした電力・ガス会社にサービス提供をしております。「SMAP」において管理及び解析の対象としているスマートメーターの電力使用量データは2020年12月末時点において25億件以上であり、それらの大量のデータ解析を軸としたサービス展開を行っております。

「SMAP」の各種機能は以下のとおりです。

顧客収益性改善機能

電力会社にとって、自社の電力調達原価のデータと既存顧客への小売供給価格のデータをAPI(注21)等により連携させることで、自社全体から業種別・個別顧客別の収支状況まで、様々な粒度での収益性が分析でき、自社の電源状況と照らし合わせた効果的な顧客獲得及び維持の戦略立案と実行に資する機能の提供を行っております。その他、電力会社が一般送配電事業者(注22)に支払っている託送料金(注23)を削減するためのデータ分析結果を提供し、既存顧客の電力使用状況に合わせた託送料金へと変更することで、電力会社にとって収益性向上に資する機能の提供を行っております。

デマンドレスポンス機能

電力会社が提供する電気料金プランの一部には時間帯別の料金設定がなされており、また電力の調達価格も一部時間帯別に変動するため、電力会社の収支は時間帯毎に変動します。デマンドレスポンスとは、電気の需要(消費)と供給(発電)のバランスをとるために、需要側の電力を制御する技術のことであり、再生可能エネルギーの普及による発電の変動に伴い、今後重要になる技術と考えております。「SMAP」ではデマンドレスポンスを実施する上で重要となる電力需要抑制量の予測機能等を提供しております。

< JEF >

「JEF」は、当社グループが提供する電力データ解析技術を活用した稼働中の再生可能エネルギー発電所の運営効率化及びファンドの運営事務業務のサービス名称です。2019年12月に株式会社Loop、大和エナジー・インフラ株式会社と共同で、海外特化型の脱炭素・エネルギーファンド「JAPAN ENERGY ファンド(正式名称:Japan Energy Capital 1 L.P.)」及び、そのファンドの運営を行うJapan Energy Capital合同会社を設立(2020年3月より本枠組みに北陸電力株式会社も加入)し、Japan Energy Capital合同会社より独占的に業務を受託することで、「JEF」サービスを開始しました。

世界的に脱炭素化の流れが加速しており、主要な機関投資家は、600兆円相当の化石燃料のダイベストメントに取り組んでいると見られております(注24)。再生可能エネルギーへの投資額は2017年度時点において2,800億米ドル(前年比2%増)に上っており、今後の再エネ投資は、より途上国へシフトすることが予想されます(注25)。日本においても、大手エネルギー企業や金融機関をはじめとする多くの企業が、再生可能エネルギー分野への投融資を発表しております。なお、当社は2020年12月末時点において同ファンドに対し最大5億米ドルの出資コミットをしており、当該出資から収益を得ることも想定しております。

「JEF」の各種機能は以下のとおりです。

電力データ解析技術を活用した稼働中の再生可能エネルギー発電所の運営効率化業務

世界では2018年で1,000ギガワットの太陽光・風力発電所が稼働しておりますが（注26）、稼働中の発電所毎に発電性能や劣化具合が異なることが多く、中古自動車・中古不動産等と同様にデータ解析技術の活用による運営効率化の余地が大きいものと認識しております。発電実績・設備稼働状況等のデータ解析に関して、電力データ解析技術を活用し、運営の効率化を通じた発電所の発電量・収益性向上に資するサービス提供に取り組みます。

ファンドの運営事務業務等

当社グループでは、子会社のSMAP ENERGY LIMITEDの本拠である英国を拠点としたグローバルネットワークを活用し、Japan Energy Capital 合同会社が運営するファンドに係る運営事務業務や、稼働中の再生可能エネルギー発電所の投資案件調査業務を実施しております。

（収益モデル）

「EMAP」「SMAP」「JEF」は電力・ガス会社を中心とするサービス提供先の企業から、サービス提供の対価として一定の報酬を受領します。当該報酬は、当社グループの売上高として計上されます。エネルギー業界に特化したサービスのため、直接的なサービス対象顧客は電力・ガス会社を中心となりますが、利用者数に応じた従量課金体系を一部採用することで、電力・ガスを利用するエンドユーザーを間接的なサービス対象顧客としている点が特徴となります。

報酬には下記の2つの種類があります。

- （1）ストック型のライセンス報酬：サービス提供に対して毎月継続的に受領する報酬であり、当社のプロダクトを電力・ガス会社に対してSaaS型のライセンス課金形式で提供するストック型の収益と、エンドユーザー（需要家、スマートメーター数等）に連動する従量報酬を基本としております。「EMAP」「SMAP」の報酬は主にサービス提供数、「JEF」の報酬は主にJAPAN ENERGY ファンドの投資コミット金額に連動しております。
- （2）その他報酬：「EMAP」「SMAP」には初期導入時やカスタマイズ時の開発料、コンサルティング料等の一時報酬があります。これらは連結会計年度に提供された上記サービスに応じて売上高が増減します。

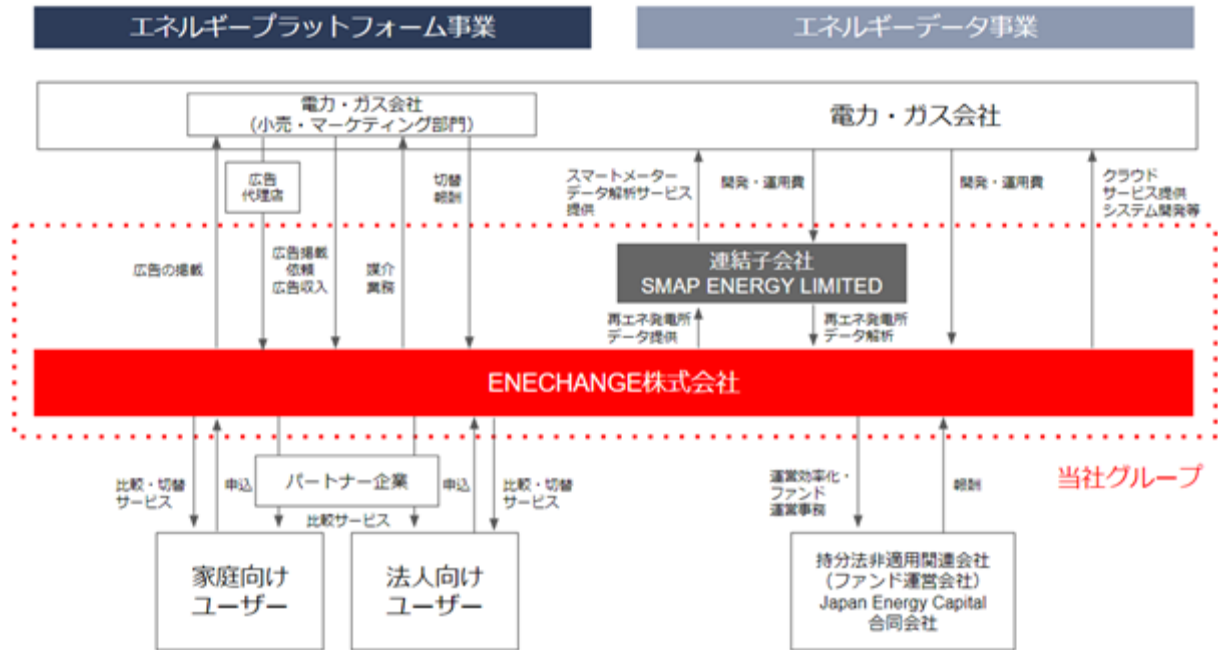
（注）1．デジタルトランスフォーメーション（DX）とは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」（「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）Ver. 1.0」経済産業省、2018年12月）を指します。

- 2．SaaSは、Software as a Serviceの略称であり、必要な機能を必要な分だけサービスとして利用できるようなしたソフトウェアもしくはその提供形態を指し、通常はインターネット経由でサービス提供を行います。
- 3．電力スマートメーターとは、次世代型の電力量計です。従来のアナログ式誘導型電力量計と異なり、電力使用量をデジタルで計測しメーター内に通信機能を持たせることで、自動検針や電力使用量の30分値データ取得等を可能にします。
- 4．電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果」「ガス取引報結果」（2019年1月～2019年12月毎月発行）。電力市場規模は電力販売額、都市ガス市場規模は都市ガス販売額、LPガス市場規模は、日本LPガス協会の統計資料の販売量データ（2019年1月～2019年12月）を基に600円/立方メートル、1立方メートルあたり2kgと仮定して販売額を算出し、それぞれを足し合わせた数値として電力、都市ガス、LPガス小売市場全体の市場規模を算出しております。
- 5．Central Intelligence Agency「The World Factbook」（2020年2月時点）。日本の電力需要は中国、アメリカ、インド、ロシアに次ぐ5位。なおアメリカは一部の州で自由化実施、その他の国は自由化未実施の状況です。
- 6．特別高圧とは、2,000キロワット以上の契約電力を指し、2万ボルト以上の受電電圧を持つ大規模工場や高層ビル等大規模施設が対象となります。高圧とは、50キロワット以上の契約電力を指し、6,600ボルトの状態で各契約施設のキュービクル式高圧受電設備（キュービクル）へ届けられたのち、キュービクル内で100ボルトや200ボルトに変圧して使用されます。なお、一般家庭は通常契約電力が50キロワット未満の低圧電力で契約します。
- 7．電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報」（2016年4月～毎月発行）。
- 8．電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報」（2016年4月～毎月発行）を基に当社で作成。
- 9．一般家庭ユーザーの電力容量は平均的に4キロワットとみられているため、法人ユーザーの総獲得容量から割り戻した一般家庭ユーザー相当への換算値を算出しております。

10. ロードカーブとは、電力需要が時間とともにどのように変動するかを表す曲線を指し、別名「電力負荷曲線」とも言われています。ロードカーブの最大値は一定期間の最大電力消費量を指します。
11. 切替とは、電力広域的運営推進機関が運営する「スイッチング支援システム」を通じて、電力小売事業者から別の電力小売事業者へ契約を切り替えることを指します。
12. 固定価格買取制度（FIT）とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（再エネ特措法、またはFIT法）に基づき、電気事業者（電気事業法上に定義された、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業を営む事業者の総称）が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度を指します。
13. 世界経済フォーラム・アクセンチュア共同レポート「デジタルトランスフォーメーション」（2016年）。
14. AIは、Artificial Intelligence（人工知能）の略称。コンピュータープログラムを用いて、人間と同等、もしくはそれ以上の知的能力を実現させるための基礎技術及びシステムを指します。
15. RPAは、Robotic Process Automationの略称。ルールエンジン、機械学習、人工知能等の認知技術を活用し、従来は人間のみが対応可能とされていたオフィス業務を代行・代替し、効率化や自動化を図る取組みを指します。
16. 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会「企業IT動向調査」のエネルギー業界（社会インフラ）の売上高に占めるIT予算比率。なお2017年の予算比率は当該調査で未掲載のため記載をしておりません。
17. 燃料費調整額とは、燃料費調整制度の下で電気の使用料金に応じて算定された金額を指します。燃料調整費制度は、電気料金のコストのうち、燃料費は経済情勢（為替レートや原油価格等）の影響を大きく受けることから、電力会社の経営効率化の成果を明確にするため、燃料費の変動を迅速に電気料金に反映させる制度です。
18. CVRは、Conversion Rateの略称。ユーザーが新規登録・申込情報入力・切替申込完了等を行うことでサイト毎に目標とされる成果が達成されることをコンバージョンといい、コンバージョン数をサイトへの来訪ユーザー数で除して算出しています。
19. BPOは、Business Process Outsourcingの略称であり、一部の業務やビジネスプロセスを外部の専門企業に委託することを指します。
20. CISシステムは、Customer Information Systemの略称。顧客情報管理システムを指します。
21. APIは、Application Programming Interfaceの略称。ソフトウェアの機能を共有する仕組みであり、異なるサービスをAPIで連携することで、ユーザーの承諾のもとサービス間でのユーザーデータの共有等が可能となります。
22. 一般送配電事業者とは、電気事業法で定められた電気事業者の類型の一つで、経済産業大臣の許可のもと、供給区域内で送電線・変電所等を維持・運用し、電気を目的地まで送り届ける役割を果たしております。日本全土は10の供給区域に分割されており、供給区域毎に1事業者が存在しております。
23. 託送料金とは、電力会社が小売供給契約者に対して電気を送電する際に、必ず使用する送配電網の利用料金を指します。現在送配電網は、各地域の大手電力会社が保有する送配電会社によって管理されており、地域ごとに供給指令や送配電ネットワーク運用が行われています。なお託送料金は、経済産業省令の一般電気事業者託送料金供給約款料金算定規則と呼ばれる、公表されたルールに基づいて決められており、地域と時間帯別によって基本料金単価と従量料金単価が異なります。
24. Arabella Advisors 「The Global Fossil Fuel Divestment and Clean Energy Investment Movement」（2018年発行）。
25. REN21 「Renewables 2018 Global Status Report」（2019年発行）。
26. Bloomberg New Energy Finance 「Global Wind and Solar Installations, cumulative to June 30, 2018」（2018年発行）。

本章にて述べた事業の系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) SMAP ENERGY LIMITED (注)4、8	英国 ロンドン	166.70 (ポンド)	エネルギーデータ事業 (エネルギーデータを 分析・活用するプロダ クトの開発)	80.20 (注)5	役員の兼任 従業員の出向 管理業務の提供 オフィスの賃貸 資金の貸付 業務の受託
(持分法適用関連会社) Japan Energy Capital 1 L.P.	英国領 ケイマン諸島	13,219 (千米ドル)	エネルギーデータ事業 (再生可能エネルギー 発電所への投資事業)	14.28 (注)6	出資の引受

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当する会社はありません。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 債務超過会社であり、2020年12月末時点で債務超過額は45,790千円であります。
5. 当社は2021年3月19日付で、SMAP ENERGY LIMITEDの少数株主及び新株予約権保有者と株式売買契約等を締結いたしました。これにより、2021年4月を目途にSMAP ENERGY LIMITEDを完全子会社化する予定です。
6. Japan Energy Capital 1 L.P.は議決権の所有割合は20%未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としております。
7. Japan Energy Capital合同会社については、実質的な影響力を持っているため関連会社に該当しますが、持分法を適用していない関連会社であるため、記載を省略しております。
8. SMAP ENERGY LIMITEDは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	208,085千円
	(2) 経常利益	7,862千円
	(3) 当期純利益	6,759千円
	(4) 純資産額	45,790千円
	(5) 総資産額	153,360千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
エネルギープラットフォーム事業	38
エネルギーデータ事業	34
報告セグメント計	72
全社(共通)	19
合計	91

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しております。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
79	35.2	1.9	6,040,797

セグメントの名称	従業員数(人)
エネルギープラットフォーム事業	38
エネルギーデータ事業	22
報告セグメント計	60
全社(共通)	19
合計	79

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境、経営戦略並びに対処すべき課題等は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、別段の表記がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営の基本方針

当社グループは、「Changing Energy for a Better World ~ エネルギーの未来をつくる ~」をミッションとして掲げ、エネルギー業界における「エネルギーの4D」という構造変革に対して、IT技術を駆使したデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する事業を展開しております。

日本のエネルギー業界は、東日本大震災による世界的なエネルギー業界の転換により、100年に1度ともいえる構造変革を迫られていると認識しております。日本も2050年の脱炭素社会の実現に向けて、「エネルギーの4D」を軸としたイノベーションを加速させ、新産業を創出していく必要があるものの、電力ガス小売全面自由化は主要先進国の中では最後発であり、長らくの規制業種としての遅デジタル化・非効率性が依然残るため、抜本的な構造改革が必要であると考えております。

「エネルギーの4D」とは、Deregulation(自由化)、Digitalization(デジタル化)、Decarbonization(脱炭素化)、Decentralization(分散化)を指します。日本のエネルギー業界は、「自由化」においては2011年3月の東日本大震災を契機として発足した「電力システム改革」に代表される制度改革による競争原理の導入、「デジタル化」においてはDX推進による効率化やスマートメーターの普及に伴う電力データ活用の更なる進捗、「脱炭素化」においては今後大量導入が見込まれる再生可能エネルギーの基幹電源化、及びそれに付随して生じる電力供給における天候要因等の不確実性に対するデータやAI技術を活用した精緻な予測技術の進展、「分散化」においては電気自動車や蓄電池等を組み合わせたスマートグリッド(注1)やVPP(注2)による柔軟な需給調整の必要性、といった規制緩和・技術の進展等に伴い、エネルギーデータの活用を軸とし、「エネルギーの4D」が相互に連動しながら変革が進むことが見込まれます。

脱炭素社会を実現するためには、電力の送配電や小売側の技術革新が必要と考えております。当社グループは、エネルギーテック事業者として、変化する環境下において最適と判断するサービスを各種ステークホルダーに提供していく方針です。また、「エネルギーの4D」と称されるエネルギー業界の構造転換に柔軟に対応しつつ、規制及び環境の変化によって生み出される潜在的なニーズに対してエネルギーデータ解析技術を軸として高い精度のオペレーションを継続することによってそのニーズを満たしていくことが必要であり、それを実現するための施策に継続的に取り組んでいく方針です。



(注) 1. スマートグリッドとは、IT技術によって、供給側・需要側の双方から電力量をコントロールできる送電網のことを指します。「次世代送電網」とも呼ばれます。

2. VPPとは、Virtual Power Plant の略。電力系統に直接接続されている発電設備、蓄電設備の保有者もしくは第三者がエネルギーリソースを制御することで、発電所と同等の機能を提供する仕組みを指します。

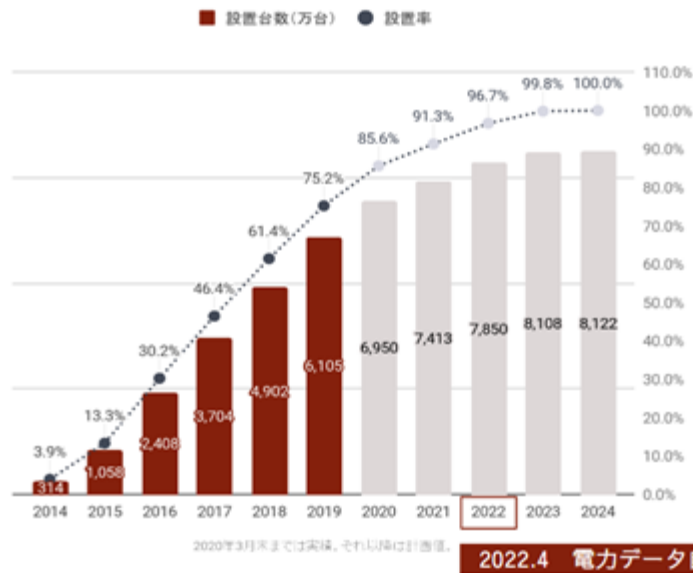
(2) 経営環境

我が国の電力総需要の市場規模は、将来的には人口減少や省エネ機器の普及・性能の向上等の影響による減少要因はあるものの、オール電化の普及や電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及によるエネルギー二次利用（ガス・ガソリン産業）の電化等により、2030年には現在より10%程増加することが見込まれています（注1）。また、2020年12月25日に菅政権より「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が14の成長分野と共に公表され、脱炭素社会の実現に向けた現状の課題と今後の取組が示されました。グリーン成長戦略の中心となる電力業界においては、電力需要が産業・運輸・家庭部門の電化によって現状より30～50%増加すると予想されており、電力販売額が拡大していくことが見込まれます。

自由化というトレンドについては、新電力の販売電力量は販売電力量全体の18.8%（注2）となっており、家庭向け、法人向けともに拡大しております。主たる理由として、電力・ガス小売の全面自由化に伴い、全国的に電力自由化の知名度が高まったこと、政府主導による競争環境の整備が進んだこと等が挙げられます。また新電力と契約している家庭・法人ユーザーは、一度電力・ガス契約の切替をすることで、切替に関する心理的ハードルが低くなり、また切替に関するメリットも認識しているため、継続的により良い電力・ガス会社を探す傾向にあると考えております。また、引越し時に電力会社を新規に契約する際、大手電力ではなく新電力との契約を選択するユーザーも増加傾向にあると考えております。それらに伴い電力・ガス小売市場における切替は継続的に発生すると当社では見込んでおり、今後新電力のシェア成長が鈍化した場合でも、このような見直し需要に支えられて、切替数は堅調に推移するものと考えております。

電力小売市場における切替数は、「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載のとおり、増加しておりますが、その背景として当社グループでは以下3要因によるものと分析しております。1点目としては、電力・ガス会社のマーケティング施策の結果としての切替に対する認知の高まりと、身近な人も切替を実施したという安心感の醸成が挙げられます。加えて、電気・ガスセットでの割引等メニューの多様化も進んでおり、電気・ガスの切替を検討する機会も増加しております。2点目は、新電力からの切替（主として2回目以降の切替）が増加しており、2019年中においては年間約84万件（2017年比で約11.7倍）（注3）と増加しております。今後は、新電力間、大手電力間の競争の高まり等により、2回目以降の切替数の更なる増加が見込まれます。3点目は、引越しを契機として新電力を選択するユーザーが年間約116万件と増加（2017年比で約2.7倍）（注3）している点です。スマートメーターの普及に伴い、引越し時に電力契約が未契約の場合通電しないケースが多くなっており、入居日までに電力・ガス契約を手配することの必要性が認知されてきたことで、引越し時の切替が増加しております。また、2020年4月から実施された発送電分離やそれに伴う各種施策により、大手電力と新電力の競争環境整備の公平性がより担保されることによる、更なる電力小売市場の活性化が見込まれています。当社グループでは、このような切替需要も取り込むことで継続的な成長に取り組んでいく方針です。

デジタル化というトレンドについては、スマートメーターの普及を背景として、電力・ガス会社が取得可能なデータ量が増加している状況にあります。使用地点毎の電力使用量を30分おきに計測し、無線ネットワークを介して電力・ガス会社のシステムにデータを送るスマートメーターは、全国平均で84.8%（2020年3月末時点）の普及率となっており、2024年度末までには全国への普及が見込まれております（注4）。また今後スマートメーター普及に伴い取得可能なデータ量が増加すると、電力データの解析ニーズがより高まるものと見込んでいます。加えて、スマートメーターで得られる電力データに関して、電力データの利活用を推進する内容が、電気事業法及び再エネ特措法の改正案として第201回通常国会で可決され、2022年4月の施行（注5）が予定されております。これにより、電力データの利活用が電力小売事業者以外でも可能となるため（所謂「電力データ自由化」）、様々な事業者による電力データ活用市場の活性化が見込まれます。日本全国のスマートメーターの設置台数の推移は次のとおりです（注6）。



脱炭素化・分散化というトレンドについては、2015年12月に開かれた気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された「パリ条約」を契機として、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とした再生可能エネルギーの普及が世界各国で進んでいます。世界では2018年には1,000ギガワットの太陽光・風力発電所が稼働しており（注7）、こうした稼働中の発電所への投資機会が増えているものと見られています。またそれに伴い、データ解析技術を軸とした発電所の査定や設備保守点検等の需要も高まり始めています。加えて、エネルギー効率や温室効果ガスの排出量の観点から優位性を持つ電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及拡大や、それに伴う充電インフラの整備及び充電インフラを活用した電力の需給調整機能等、電力データを活用したサービス需要の高まりも見込まれています。日本においても、菅義偉首相が「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」（注8）を宣言し、2020年12月25日には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が14の成長分野と共に公表され、脱炭素社会の実現に向けた現状の課題と今後の取組が示されました。当社グループでは、脱炭素化・分散化の国際トレンドを注視するとともに、そのような状況下において、電力データ分析技術の観点からの事業機会の検討を進めていきます。

なお当社グループが日本において「エネルギーの4D」に関連して事業化に取組んだ事例は以下のとおりです。

「Deregulation」（自由化）

（例）電力・ガス小売自由化に合わせて、ユーザーに対して最適な電力会社の選択をサポートするサービス「エネチェンジ」「エネチェンジBiz」を提供

「Digitalization」（デジタル化）

（例1）電力・ガス会社においてデジタルマーケティングの重要性が高まっているタイミングに合わせて、デジタルマーケティング支援SaaS「EMAP」を提供開始

（例2）スマートメーターの普及に合わせて、スマートメーターデータ解析SaaS「SMAP」を提供開始

「Decarbonization」(脱炭素化)

(例1)「エネチェンジ」「エネチェンジBiz」にて「再生可能エネルギー100%の電力プラン」の取扱いを開始

(例2)再生可能エネルギー発電所の電力データ解析に基づく運営効率化やファンド運営事務等のサービス「JEF」を提供開始

「Decentralization」(分散化)

(例1)Japan Energy Challengeというアクセラレーションプログラムの運営を通じた海外の有望な電気自動車、蓄電池制御関連のエネルギーベンチャーとの協業検討

(例2)VPP市場に参入するアグリゲーター向けに、デマンドレスポンスリソース(蓄電池、自家発電等)のマッチングプラットフォーム「エネチェンジ DR(デマンドレスポンス)」のサービスを公開

また、新型コロナウイルス感染症の流行による社会全体でのデジタル・トランスフォーメーション(DX)ニーズの高まりにより、「エネルギープラットフォーム事業」ではオンラインでの切替需要増加、「エネルギーデータ事業」では、電力ガス事業者からのDXサービスの導入需要増加など当社業績にとっては好影響になる要素も多い状況です。他方で、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令や外出自粛等により「エネルギープラットフォーム事業」における法人ユーザーを中心として一時的に電力需要が落ち込むなど、当社業績に一部マイナスの影響もございます。総じて、新型コロナウイルス感染症が当社グループの経営環境に与える影響は、本書提出日現在において限定的なものではありますが、先行きは不透明な部分もあり、継続して注視してまいります。

(注)1. IEA「World Energy Outlook」(2014年発行)。

2. 資源エネルギー庁「電力調査統計」(2020年11月分)。

3. 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報」2019年1月から12月の低圧切替件数の累計で算出しております。

4. 資源エネルギー庁「第27回電力・ガス基本政策小委員会」資料3「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」(2020年7月28日)。

5. 資源エネルギー庁「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会(第5回)」の配布資料「持続可能な電力システム構築に向けた詳細設計」(2020年7月20日)。

6. 資源エネルギー庁「第27回電力・ガス基本政策小委員会」資料3「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」(2020年7月28日)の資料内低圧部門のスマートメーター導入計画を基にグラフ化しております。

7. Bloomberg New Energy Finance「Global Wind and Solar Installations, cumulative to June 30, 2018」(2018年発行)。

8. 第百三回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説(2020年10月26日)より。

(3) 経営戦略等

単一制度におけるエネルギー自由化市場としては世界最大規模の電力・ガス市場を有し、近年の電力・ガス自由化、スマートメーターの普及等により競争環境が整備されつつある日本市場において、当社グループの強みは、「エネルギーテック」企業グループとして、エネルギー分野に特化した技術開発力を基盤としたデータ分析力と、幅広い顧客基盤を有していることにありと認識しております。

当社グループのTAM(注1)については、「エネルギープラットフォーム事業」のTAMは約1,100億円(電力・ガス市場規模22兆円における売上高広告予算比率0.5%(注2)を乗じて試算)、そのうち、比較サービスの広告予算をターゲット市場(注3)と捉え、その市場規模を約450億円(電力市場規模14.7兆円に、売上高広告予算比率の2019年数値0.31%を乗じた数値)と推定しております。また、「エネルギーデータ事業」のTAMは2,300億円(電力・ガス市場規模22兆円に、売上高IT予算比率1.05%(注4)を乗じて試算)、そのうち「エネルギーの4D」関連のIT予算をターゲット市場と捉え、その市場規模を約450億円(電力市場規模(2015年13.3兆円、2019年14.7兆円)に売上高IT予算比率の2015年度数値0.82%と2019年度数値1.05%(注4)を乗じた数値の差分)と推定しております。両事業の合計で、当社グループ全体のTAMは、日本国内合計で3,400億円、ターゲット市場規模は900億円と推計しております。TAM及びターゲット市場は以下のとおりです。



なお、電力・ガス自由化以降の競争環境の整備、スマートメーター設置の普及等「エネルギーの4D」の浸透、さらには「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において産業・運輸・家庭部門の電化によって現状より30~50%増加の電力需要が増加すると想定されているとおり、電力・ガス市場のなかでも当社の注力分野である電力市場の規模は今後も継続的に拡大するものと想定しております。

当社グループでは、以下の戦略を持って、シェア拡大に取り組んでおります。

「エネルギープラットフォーム事業」においては、中立的な立場でサービス提供をすることが、提携する電力・ガス会社や取得可能なデータ量の拡大に繋がっていると認識しております。今後も当社グループでは、中立的な立場でのサービス提供を前提に、オンラインのみならず、不動産仲介業者や金融機関等とのパートナーシップを拡大することで、オフラインでの集客力を強化し、ユーザー数の拡大に努めてまいります。また、電力切替に加えて、ガスセットでの切替、蓄電池・LEDライト等の省エネ器具の販売、クリーンエネルギーの付加価値販売等のクロスセルを通じたARPU(注5)の向上により収益基盤の強化を目指してまいります。

「エネルギーデータ事業」においては、今後、電力・ガス会社間での競争がより激化すると見込んでおり、顧客開拓から電力調達に至るまでの電力・ガス会社にとってのバリューチェーン全体におけるデータ活用に対するニーズがより一層高まると考えております。当社グループはそのようなニーズに対して、「エネルギーデータ事業」で展開しているデジタルマーケティング支援や、電力データ解析サービスによる業務効率化支援を行うことで、電力・ガス会社のデジタル化推進のサポートを通じた競争力強化により事業成長を目指してまいります。

これら2事業の両輪経営による顧客基盤・ノウハウの相互活用を通じた事業展開が、当社グループの競争力強化に繋がるものと考えております。

- (注) 1. TAMは、Total Addressable Marketの略称。当社グループが現状想定する最大の市場規模を意味する用語であり、当社グループが本書提出日現在で営む事業に係る客観的な市場規模を示す目的で算出されたものではなく、推定値も含んでおります。
2. 日経広告研究所「有名企業の広告宣伝費」における売上高広告宣伝費率。TAMの算出においては電力0.3%、ガス1.0%を市場規模で加重平均して算出、ターゲット市場においては足元の注力分野である電力市場の売上高広告宣伝費率を用いて算出。
3. TAMに対して、現在の当社グループのサービスもしくはプロダクトがアプローチ可能な市場規模を指しております。

4. 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会「企業IT動向調査」のエネルギー業界（社会インフラ）の売上高に占めるIT予算比率。
 5. ARPUは、Average Revenue Per Userの略称であり、1ユーザー当たりの平均収益を意味しております。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、長期においてはフリーキャッシュ・フローの最大化による企業価値の向上、そして中期においてはフリーキャッシュ・フローの源泉となる売上高の成長が重要であるとの考えのもと、売上高を重要な経営指標と位置付けております。そのために、売上高を「顧客数」×「ARPU」と定義し、2事業それぞれにおいて、高い売上高成長率とともに安定した経営基盤を構築するためにストック型の収益を重視する事業展開を行い、積極的な成長投資を通じた「顧客数の最大化」と「継続的なサービスラインナップの拡充による顧客提供価値の増大によるARPUの向上」に取り組んでまいります。なお、高い売上高成長率継続の目安として、毎年30%以上の売上高成長を達成し、2026-27年に売上高100億円を目指す方針です。



「エネルギープラットフォーム事業」においては、「顧客数」を当社プラットフォームを通じた家庭・法人ユーザーの継続報酬対象ユーザー数とし、「ARPU」を切替契約あたりの売上高としております。家庭・法人ユーザーともに切替件数はこれまで堅調な拡大を続けており、今後も市場の堅調な切替需要と当社のプラットフォームマーとしての競争力を背景として、継続的な成長を見込んでおります。継続報酬対象ユーザー数の推移は、以下のとおりです。

年度	家庭ユーザー 継続報酬対象 ユーザー数 (件)	法人ユーザー 継続報酬対象 ユーザー数 (件)	法人ユーザー 継続報酬対象ユー ザー数換算値(件) (注1)	継続報酬対象 ユーザー数合計 (件)(注1)	ARPU(円) (注2)
2017年12月期末	9,447	1,128	30,597	40,044	6,476
2018年12月期末	37,114	2,218	62,759	99,873	5,208
2019年12月期末	58,179	3,183	106,137	164,316	3,814
2020年12月期末	98,963	3,978	144,252	243,215	4,067

2018年12月期から2019年12月期にかけて、ストック型収益重視の経営方針へと変更し、大半の電力・ガス会社から受領する報酬を、切替時の一時報酬から、ストック型の報酬(ユーザーが電力・ガス会社に対して支払う毎月の電力・ガス代に、あらかじめ定められた料率を乗じた金額を、切替以降、電力・ガス小売供給契約が継続する限り、毎月継続的に受領する報酬体系)へと契約内容を変更いたしました。これにより、分母となる継続報酬対象ユーザー数が増加したため、ARPUはそれ以前と比較すると低くなったものの、2020年12月期末においては、競争環境の高まりによる一時報酬単価の上昇等の要因により、ARPUが上昇しております(なお、一部の電力・ガス会社とは引き続き一時報酬での報酬体系での契約となっております)。

2020年における家庭ユーザーの新規切替件数は約60,000件であり、市場全体の電力切替件数約600万件に対しての当社のシェアは約1.0%と限定的ですが、電力自由化の浸透、2回目以降の切替活性化、引越し時の新電力の選択の浸透等により、今後のシェア拡大を見込んでおります。

また、ユーザー数の拡大を目的としたプロモーション活動やパートナーシップの拡大において、LTV/CAC（注3）を重視してユーザー獲得活動を推進してまいります。2020年におけるLTV/CACの推移は以下のとおりです。

	第6期（自2020年1月1日至2020年12月31日）			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
LTV/CAC（倍）	3.1	3.8	3.2	3.4

「エネルギーデータ事業」においては、「顧客数」をエネルギーデータ事業において展開するサービスを導入している企業数とし、「ARPU」を当該顧客毎の売上高としております。当社グループが提供するサービスへのニーズの高まりにより、電力・ガス会社を中心とした顧客数はこれまで順調に伸びており、今後は電力データの自由化に伴う新サービスの導入に伴い、電力・ガス会社以外の対象顧客の拡大を見込んでおります。顧客数の推移は、以下のとおりです。

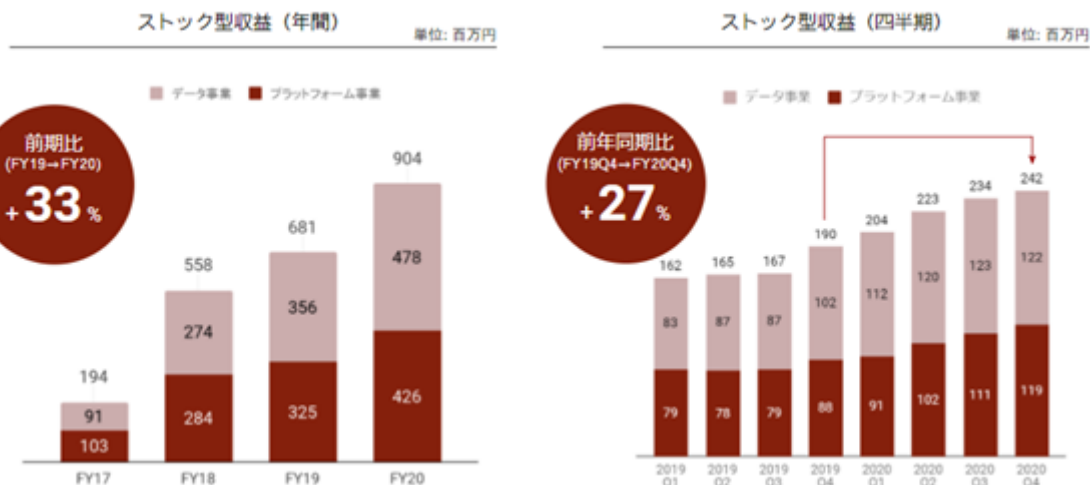
年度	顧客数（社数）	ARPU（千円）（注2）
2017年12月期末	7	27,534
2018年12月期末	15	32,026
2019年12月期末	25	23,466
2020年12月期末	32	22,626

2020年12月期期末の顧客数は32社であります。今後は、電力販売量上位100社を主な対象顧客とした電力自由化による競争環境の整備によるIT投資の需要増加や、「エネルギープラットフォーム事業」の顧客基盤を活用したクロスセルの強化による顧客数の増加を目指します。また、今後は電力データの自由化により「エネルギーデータ事業」のサービスの用途が電気自動車の充放電管理、家電メーカーの家電制御、デマンドレスポンス等、電力会社以外の異業種の会社に広がることで、当社グループの顧客層が拡大するものと見込んでおります。

なお当社グループでは、ストック型の収益を重視する事業展開を行っていることから、ストック型収益（注4）を重視しております。ストック型収益の主な構成要素としては、「エネルギープラットフォーム事業」においては、提携電力・ガス会社より収受する、家庭・法人ユーザーの電力会社切替以降継続的に発生するストック型の切替報酬、「エネルギーデータ事業」においては、月額ソフトウェアライセンス料（保守運用費を含む）となります。

ストック型の収益を重視する事業展開により、当社グループのストック型収益は2020年12月期において、前期比33%の成長率（2020年12月期第4四半期においては前年同期比27%の成長率）を記録しました。2020年12月期にはストック型収益が904百万円に到達する等、増加しております。

当社グループのストック型収益の推移（注5）は、次のとおりです。



- (注) 1. 一般家庭ユーザーの電力容量は平均的に4キロワットとみられているため、法人ユーザーの累計切替件数に加えて、法人ユーザーの総獲得容量から割り戻した一般家庭ユーザー相当への換算値を併記しており、エネルギープラットフォーム事業における累計切替件数の算出に当たっては、当該換算値と家庭ユーザーの累計切替件数の合計値を用いております。
2. エネルギープラットフォーム事業においては、ARPUを「セグメント売上高を、該当する期間末時点での継続報酬対象ユーザー数（家庭向け継続報酬対象ユーザー数と、法人向け継続報酬対象ユーザー数の一般家庭換算値との合計値）で除した上で、それまでの月額平均値を12か月分に年換算した数値」としており、季節性による月変動は考慮されておりません。エネルギーデータ事業においては、ARPUを「セグメント売上高を、該当する期間末時点での顧客件数（当社のサービスを導入しており1か月以上継続した取引実績もしくは契約締結して売上が計上された企業数。解約を加味した上で、重複分は控除。）で除した上で、それまでの月額平均値を12か月分に年換算した数値」としております。
3. LTV（Lifetime Valueの略で顧客生涯価値）とCAC（Customer Acquisition Costの略で顧客獲得単価）の比率で、マーケティング活動の投資効率性を表しております。
4. 企業の営業活動によって每期、経常的・反復的に生じる収益を指します。
5. 当社グループ（連結）での数値を記載しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

規制緩和が続くエネルギー業界において当社グループが継続的に安定した成長を続けていくためには、現状の「エネルギープラットフォーム事業」における各種サービス（「エネチェンジ」「エネチェンジBiz」）の顧客満足度を高め、ユーザーと電力・ガス会社とを繋ぐプラットフォームとしての地位を確固たるものにするとともに、ユーザーの拡大・解約防止や他商材のクロスセルを通じた収益基盤の強化を着実に実施していく必要があると認識しております。また「エネルギーデータ事業」においても、顧客数を増やすだけでなく、より多様なソリューションを提供できるプロダクトの開発を進める必要があると認識しております。加えて、今後は既存事業を通じて蓄積したノウハウやデータを活用しつつ、技術開発や戦略的な業務提携等を積極的に検討し、事業展開を推進し、事業基盤の構築に努めてまいります。

その上で、当社グループとして取り組むべき主な課題は以下の項目と認識しており、課題の解決に向けた取組みを進めています。

< 競争優位性の確保について >

ストック型収益基盤の強化

当社グループは「エネルギープラットフォーム事業」と「エネルギーデータ事業」を展開しておりますが、今後持続的な成長を維持するためには、ストック型収益基盤のより一層の強化が必要であると考えています。

「エネルギープラットフォーム事業」においては、家庭・法人ユーザーの電力契約切替以降、提携電力・ガス会社より継続的に収受するストック型の切替報酬並びにプラットフォームの基本利用料が、ストック型収益の基盤であり、そのため、ユーザーの電気・ガス代の従量制で継続的に発生するストック型の切替報酬の対象となる継続報酬対象ユーザー数が重要な指標となります。当社サービスの月間解約率（注1）は約1.1%であるため、電気・ガスの利用自体は、長期にわたり予見性が高いインフラであることを考慮すると、今後もストック型収益基盤は拡大していく見込みです。また、LTV/CACを考慮しながら、効果的なプロモーション活動やパートナーシップの拡大を継続していきます、「エネチェンジ」ブランドの知名度を向上させる方針です。

「エネルギーデータ事業」においては、月額ソフトウェアライセンス料（保守運用費を含む）がストック型収益の基盤であるため、当社の提供サービスを導入している顧客数が重要な指標となります。また、エネルギー業界特化型のSaaS事業者としては、直接的な対象顧客は電力・ガス事業者であることから社数が限定的になるため、利用者数に応じた従量課金体系を採用することで、電力・ガスを利用するエンドユーザーを、サービスの間接的な顧客として収益基盤の継続的な拡大を目指しています。そのためにも「EMAP」及び「SMAP」の継続的なプロダクト開発と積極的なプロモーション・営業活動を推進してまいります。特に、電力業界における今後の制度改革による分散化技術の重要性拡大が見込まれるため、分散化領域における電気自動車、エアコン、蓄電池制御関連等のプロダクト開発、VPP市場における関連サービス、ビッグデータの解析やAIの有効利用等のサービス、脱炭素化領域における再生可能エネルギー発電所のデータ解析等のプロダクト開発に取り組みます。

エンジニア主体によるプロダクト開発の強化

エネルギー業界においては、今後のデジタル化の更なる進展に伴い、ビッグデータ解析やAIといった技術を活用したプロダクト開発の重要性がますます増してくるものと見込まれます。そのような中、当社グループでは、エンジニア出身である両代表取締役を中心として、高いエンジニア比率を有する組織構造を保つことでエンジニア主体によるプロダクト開発を強化しています。コア技術を自社開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化しつつ、必要に応じてライセンス調達等を組み合わせながらプロダクトの開発強化を推進してまいります。これらの実現には、高い採用力を維持・強化することが必要であり、今後も採用活動には人的・資金的投資を積極的に行っていくと同時に、当社グループのミッションである「Changing Energy for a Better World ~ エネルギーの未来をつくる ~」を積極的に発信し、当社グループのミッションへの共感を軸とした採用力強化に注力していきます。

分散化領域における新規事業立ち上げ

急速に変化し続けるエネルギー業界において、当社グループが企業価値を向上させ、高い成長を実現していくためには、既存事業の規模の拡大と収益源の多様化に加え、積極的な新規事業の発掘と育成が課題と認識しております。このような環境下において、当社グループは、「エネルギーの4D」の全てにおいて総合的にデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するサービスを提供することでエネルギー分野においての競争優位性を確立していくことが重要と考えています。当社グループは、既に自由化・デジタル化・脱炭素化領域での取組みを進めており、残された分散化領域、すなわち太陽光発電や風力発電等の小規模な分散型電源や、電気自動車やその他蓄電技術が広く普及していく中での事業検討は、Japan Energy Challengeというアクセラレーションプログラムの運営を通じ、海外の有望な電気自動車、蓄電池制御関連のエネルギーベンチャーとの協業検討を中心に進めてきました。当社グループとしては、電力の顧客基盤と電力データの解析技術を活用し、非常用発電機や大型蓄電池など、電力の需要抑制ができる調整力を持つ多用途な設備を束ねて、ネガワット取引を行うアグリゲーターに仲介するサービスの開始や、EV充電インフラのクラウドサービスの開発等の検討を進めてまいります。

グローバル展開の加速

当社の前身であるCambridge Energy Data Lab Limited設立時より、当社の創業メンバーは日本を含む世界のエネルギー市場でのサービス展開を視野に入れておりました。今後「Changing Energy for a Better World ~ エネルギーの未来をつくる ~」というミッションの実現に向け、「エネルギーの4D」領域において本格的にグローバル展開を加速させることが重要であると考えております。

「エネルギープラットフォーム事業」においては、今後電力小売全面自由化が見込まれているアジア諸国で、日本で培った技術やノウハウを基盤とした電力切替プラットフォームサービスの展開が可能と考えております。これらの今後自由化が見込まれるアジア諸国（中国除く）では、日本の年間電力需要と比較して3.4倍ほどの市場の顕在化が見込まれます（注2）。

「エネルギーデータ事業」においては、子会社のSMAP ENERGY LIMITEDが英国に本社を構えて、プロダクト開発及びイギリス、ドイツ、ポーランド等欧州地域の電力会社へのサービス提供を行っていますが、本書提出日現在におい

て海外売上高比率は低く、顧客数の一層の拡大が必要だと考えております。これらの欧州諸国では、日本の年間電力需要と比較して3.9倍ほどの電力需要があり、電力・ガス小売市場の自由化は既に行われているため（注3）、競争環境として整備されているだけでなく、スマートメーターの設置台数が72%と高い水準（注4）であることから、今後重要な市場になるものと認識しております。当社グループでは、日本市場における導入実績を蓄積しつつ、現地における優秀な人材の採用とパートナーシップの構築を進め、グローバル展開の更なる拡大を図る方針です。

- （注）1．解約数は家庭ユーザーと法人ユーザーの（前月の契約数 + 今月の供給開始数 - 今月の契約数）にて算出しており、解約率は家庭・法人ユーザーにおける継続手数料の請求対象となる契約数に対する解約数の割合（2020年1月から2020年12月の月次平均）で算出しております。
- 2．CIA「The World Factbook 2016」（2016年発刊）。国別電力消費量データより該当諸国を抜粋して算出しております。
- 3．電気事業連合会のホームページ「海外諸国の電気事業」を参照しております。
- 4．IoT ANALYTICS「2019年スマートメーター市場」。

<管理体制の強化について>

情報管理体制の強化

当社グループが運営する事業においては、企業情報や個人情報などを多く取り扱っており、これらの情報管理体制の一層の強化が重要であると考えております。

当社並びに当社子会社であるSMAP ENERGY LIMITEDの日本支店はプライバシーマークを取得しており、関連する個人情報保護法令等に基づき、個人情報の適切な取り扱いに十分配慮しながら事業を遂行しております。また、「個人情報保護方針」を含む社内規程の整備並びに運用の徹底、個人情報に関する内部監査や社内研修の実施を通じて、これらの情報については厳正に管理しております。引き続き社内システムの一層のセキュリティ強化、社内研修の整備等を図り、情報管理体制を強化していく方針です。

システムの安定的な稼働

当社グループが提供する各種サービスはインターネットを利用したサービスであり、システムの安定的な稼働が不可欠です。そのため、「システム管理規程」に基づき、不正アクセス対策、コンピュータウィルス対策、データの管理等の徹底を図っております。データベースについては、原則としてクラウドサービス上で構築・運用をすることでセキュリティを担保しており、クラウドサービスでカバーされない範囲については、データベースの暗号化やセキュリティパッチの自動適用等、必要と考えられる対策を行っております。今後はユーザー数の増加や取り扱いデータ容量の拡大に伴うシステム投資、適切な人員体制の拡充を計画的に行うとともに、データのバックアップ体制強化についても努めてまいります。

組織体制の強化

組織の拡大と成長速度を両立させるためには、意思決定のプロセスの迅速化と優秀な人材を確保し続けていくことが重要であると考えております。これらの課題に対処するために、当社は執行役員制度を導入し、取締役会と執行役員との間で経営の監督と執行の分離を行うことで、取締役会は重要な意思決定や、業務執行取締役・執行役員のパフォーマンス・執行状況の確認を中心に活動する一方、執行役員への権限委譲により意思決定を迅速化することで、経営効率の向上と組織力の強化を図っています。また、広報活動等を通じた自社知名度の向上、採用活動の強化による最適な人材の確保・育成、当社グループのミッション等の役職員への浸透を通じた当社としての行動規範の遵守、教育・研修の拡充等を通じた優秀な人材の確保と定着により一層努めてまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは社歴が浅く、内部管理体制も小規模です。今後継続的に当社グループが成長を遂げていく上では、求められる管理機能の拡大や高度化が見込まれるため、経営上のリスクを把握し、当該リスクを適切にコントロールするためにも、内部管理体制の強化を行っていく必要があると考えています。具体的には、当社グループのミッション等の役職員への浸透を通じた当社としての企業倫理の確立及び遵守、経営執行会議やコンプライアンス・リスク管理委員会を通じた経営上のリスクの適時・適切な把握、財務・人事・IR・法務等、それぞれの分野でコア人材となりうる高い専門性や豊富な経験を有している人材の採用、各種のコンプライアンス研修等社内教育による人材育成、業務のマニュアル化等によるリスクの低減等を通じて、内部管理体制のより一層の充実化を図っております。また、コンプライアンス・ホットラインの整備を行う他、「コンプライアンス規程」等の各種関連規程を導入し、外部専門家との連携を密に行うことで、健全なコンプライアンス体制の構築に取り組んでおります。このような取組みを継続的に実施することで、今後も更なる内部管理体制の強化に努めてまいります。

<財務面の強化について>

財務体質の強化

当社グループの連結貸借対照表の状況は、2020年12月期末において有利子負債759百万円、純資産852百万円（有利子負債／純資産比率0.89倍）、現金及び預金は1,334百万円となっており、また、営業活動によるキャッシュ・フローは139百万円の収入となっております。このことから、財務体質の健全性については、現時点において特段の懸念は生じていないものと考えております。然しながら、ストック型収益基盤の強化を図るにあたり、「エネルギープラットフォーム事業」における効果的なプロモーション活動やパートナーシップの拡大、また、「エネルギーデータ事業」における「EMAP」及び「SMAP」の継続的なプロダクト開発や積極的なプロモーション・営業活動等に関して、成長をより加速させるための資金需要が生じる可能性があり、資金需要が顕在化した際には、適時に資金調達を検討してまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載します。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示します。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

電力小売市場について

当社グループが事業展開をしている電力業界においては、2016年4月の小売全面自由化以降、家庭向け（低圧電灯）、法人向け（特高・高圧）ともに切替数が順調に増加しております。また、新型コロナウイルス感染症の流行による社会全体でのデジタルトランスフォーメーション（DX）への要望が高まっており、エネルギープラットフォーム事業ではオンラインでの切替需要増加、エネルギーデータ事業では、電力ガス事業者からのDXサービスの導入需要増加等当社グループの業績にとっては好影響になる要素も多いと考えております。しかしながら、今後エンドユーザーの切替意欲の減退による切替数の鈍化や、新電力の競争力低下に伴うシェアの伸び悩み等の要因により、切替が進行しなかった場合、或いは電力ガス事業者に対するDXサービスの導入が順調に進展しなかった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

電力制度改革について

当社グループが事業展開するエネルギー分野においては、東日本大震災を契機に、再生可能エネルギー固定価格買取制度の創設、電力・ガス小売の全面自由化や送配電事業の法的分離の実施、ベースロード市場や容量市場の整備等大規模な改革が政府主導で行われてきました。そうした電力制度改革を更に推進すべく、2020年に電気事業法及び再エネ特措法の改正案が第201回通常国会で可決され、電力データの活用促進や分散型電源の推進に向けたアグリゲーター事業者の法的位置付けの整理、計量法規制の合理化、再生可能エネルギーの買取価格の市場連動型（FIP制度）の導入等が制定されており、今後も様々な制度変更が行われる見込みです。これらの制度変更は、市場の競争環境における公平性の担保を強化し、市場活性化を促す施策であり、当社グループにとっては追い風であると考えております。しかしながら、これら事業環境に影響を及ぼす規制緩和や制度改革が計画のとおりに行進しなかった場合や、想定外の形での法規制の変更等があった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他関連市場について

当社グループの展開するサービスは主にインターネットを通じて提供されているため、使用環境の改善や利用可能な端末の増加等を通じたインターネット関連市場の更なる発展が、当社グループの成長のためには重要であると考えています。また、当社グループがサービス展開を行う上での基盤となるクラウド関連市場やビッグデータ関連市場については、今後拡大が見込まれており、当社グループとして積極的に関連サービスを多角的に展開する方針です。

しかしながら、これら当社グループが事業展開する上での基盤となる関連市場が、新たな規制やその他予期せぬ要因により急激な変化に見舞われ、使用環境への制限等を通して発展が阻害された場合は、当社グループの事業展開に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び提供サービスに関するリスクについて

電力・ガス会社への依存について

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」及び「エネルギーデータ事業」においては、取引先の電力・ガス会社からの収益が主な収益源となっています。そのため、自然災害や突発的な事象等予期せぬ事態により取引先電力・ガス会社の経営状態が悪化した場合には、既存契約の条件見直しや解消、新規発注の停止等につながる可能性があります。当社グループとしては、取引先電力・ガス会社の分散を通じてリスクの低減に努めていますが、特定の時期にかかる事象が集中発生した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

大型案件について

当社グループの「エネルギーデータ事業」においては、顧客の個別ニーズや予算規模により受注案件が大型化した場合、売上計上が可能となるサービスのリリースに至るまでに長期間を要する可能性があります。一部大型案件の受注可否については、特定顧客の動向や判断に左右される部分が多いため、当該案件の受注が計画のとおりに進まなかった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

サービスのライフサイクルについて

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」においては、当社サービスを經由して電力・ガス会社の契約切替を行ったユーザーの小売供給契約期間は基本的に1年間となっていますが、その後ユーザーの意思に従って契約の更新又は解約がなされます。当社としてはユーザーにとっての最適な小売供給契約の締結をサポートするために、契約締結後もカスタマーサポートの提供や営業活動を通じた顧客ニーズの継続的な把握等に努めており、追加的な電力・ガス会社の切替ニーズが発生した場合は、そのサポートも実施することで継続的な切替報酬を収受しております。しかしながら、当社提携外の電力・ガス会社からの営業活動等により、ユーザーが小売供給契約を当該電力・ガス会社に切替えた場合は手数料収入が減少するため、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の状況について

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」において、家庭向け・法人向けユーザーに電力・ガス切替プラットフォームを展開する事業者は複数存在しており、また電力・ガス会社が自ら直接・間接的に顧客に対して営業行為を行っているため、一定程度の競争環境は存在するものと認識しております。前者の競合に対しては、提携電力・ガス事業者数の拡大、サービス価値の向上及びSEO対策や積極的なマーケティング施策をベースにしたオンラインでの集客力強化、パートナーシップの拡大によるオフラインでの集客力強化を図ってまいりました。後者の競合に対しては、複数の電力・ガス会社から最適な事業者を選択できるというサービスモデルを差別化要因として競争力の向上に努めてまいりました。その結果として、本書提出日現在での競争環境は限定的なものと認識しております。

「エネルギーデータ事業」においては、一部顧客管理システムや需給管理システムを対象にした商材展開を行っている事業者が存在しております。しかしながら、「EMAP」においては「エネルギープラットフォーム事業」で蓄積された独自データベースを活用しオンライン上での顧客獲得を推進させるという、ユニークなポジショニングでのサービス展開を実施しているため、本書提出日現在では競争環境は比較的軽微なものと認識しております。今後新たな競合が参入した場合も、電力・ガス比較サイト「エネチェンジ」で培ったマーケティングの知見や蓄積されたデータベース、データ解析技術等を差別化要因として、競合に対する優位性は保てるものと認識しております。また「SMAP」においては、今後スマートメーターの普及とともに国内外の競合他社が増加し、競争環境が激化してくる可能性があります。国内外の顧客企業へのサービス提供を通じて蓄積された独自データベースを活用したプロダクトの開発やデータ活用に関する知見、導入実績の積み上げにより競争力の向上に努めてまいります。

しかしながら、今後他に優れた技術やビジネスモデルを持ち合わせた競合の参入により、当社グループの事業領域における競争激化の結果として当社グループユーザーの解約や電力・ガス会社との契約単価の下落が生じた場合、若しくは当社グループサービスの導入が進まなかった場合は、当社グループの事業及び経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

検索エンジンのロジック変化について

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」においては、検索エンジン（Google及びYahoo!Japan等）から多くのユーザーを集めており、今後についても、検索エンジンからの集客を強化すべくSEO対策等の必要な対策を実施する方針です。しかしながら、検索エンジンを提供する企業が、検索アルゴリズムのロジックを変更することで検索結果の表示順位が変更された場合、または新たな検索エンジンが主流になった場合、当社の提供サービスへの集客に影響が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新等について

当社グループが事業展開するエネルギー分野においては、電力ビッグデータのAI技術による解析の他、電気自動車、蓄電池といった分野における技術革新や、技術の普及に伴う価格競争力の強化によって、従来にはなかった様々なサービスの誕生が見込まれており、それに伴った顧客ニーズの変化も発生するものと予想されます。当社グループは、これらの変化に対応するため、Japan Energy Challengeというアクセラレーションプログラムの運営を通じた海外の有望な電気自動車、蓄電池制御関連のエネルギーベンチャーとの連携を率先して行う等情報収集・連携に努めております。また、それらの技術を実用化するために必要な技術者の確保や体制の整備に努めていますが、今後当社グループが技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、または、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について

当社子会社のSMAP ENERGY LIMITEDは英国に本拠を置き、プロダクト開発や欧州地域における顧客開拓を実施しております。また、関連会社であるJapan Energy Capital 1 L.P.は主に中東地域での再生可能エネルギー発電所への投資を行っております。これらの取組みに関して、海外における当社グループの事業に係る法規制等の成立・改正等が実施された場合、政治情勢により事業運営に支障をきたす事態が生じた場合、予期せぬ自然災害、人為災害、テロ、戦争や感染症等が発生した場合等は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害等について

当社グループの事業は、電力やガス等のインフラ関連企業の継続的なサービス提供が前提となっています。また当社グループのサービスは、主にインターネットを介して提供されており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信インフラに依存しております。従って、自然災害、人為災害、テロ、戦争等に併いシステム障害が発生することでサービスの提供が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、事業別コンティンジェンシープランを作成し、役職員に対して周知することでこれら不測の事態に対する対応を定めていますが、かかる事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

JAPAN ENERGYファンドの投資コミット金額について

当社グループの「JEF」サービスにおいては、Japan Energy Capital合同会社より再生可能エネルギー発電所への電力データ解析に基づく運営効率化業務並びにファンド運営業務を独占的に受託しており、その報酬はJAPAN ENERGYファンドの投資コミット金額に連動します。従って、JAPAN ENERGYファンドの投資コミット金額が計画のとおり増加しない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業績変動に関するリスクについて

四半期毎の業績変動等について

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」における売上高は、特定の電力・ガス会社の撤退等に伴う切替先の電力・ガス会社を探すユーザーの増加により切替報酬が一時的に増加するといった外部環境の要因や、引越の繁忙期における切替報酬増加、または暖冬・冷夏等の特定の気象状況下における切替報酬減少等、季節要因の影響により変動します。

また、「エネルギーデータ事業」における売上高は、新規受注や新規機能のサービスリリースに伴う一時的な売上が発生する等の要因で変動する傾向にあります。また人材の確保を円滑に進めるための採用活動に伴う費用や、新規ユーザーを獲得するための各種プロモーション施策に係る費用が一部四半期に集中することもあります。これらの要因により、収益が年間を通じて平準化されず、四半期決算の業績が変動する可能性があります。

第5期及び第6期の各四半期連結会計期間の業績は次のとおりです。

	第5期(自2019年1月1日至2019年12月31日)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
売上高(千円)	381,328	320,342	284,017	282,422	1,268,110
売上総利益 (千円)	280,983	232,682	191,634	173,052	878,353
営業利益又は 営業損失() (千円)	38,862	29,706	126,045	205,825	322,714

	第6期(自2020年1月1日至2020年12月31日)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
売上高(千円)	420,139	383,645	448,393	461,016	1,713,196
売上総利益 (千円)	315,851	282,589	358,658	366,746	1,323,846
営業利益又は 営業損失() (千円)	42,231	4,323	44,899	29,487	53,320

なお、第5期の各四半期連結会計期間の数値については、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューは受けておりません。

また、第5期の各四半期連結会計期間の数値は、2019年7月に事業譲渡した「SIMチェンジ事業」の数値を含んだものとなっています。「SIMチェンジ事業」は事業セグメントにおいてはエネルギープラットフォーム事業に集計されており、「SIMチェンジ事業」の売上を除いた場合の第5期の各四半期連結会計期間における売上高は以下のとおりです。

	第5期 (自2019年1月1日至2019年12月31日)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度合計
売上高(千円)	353,872	297,718	279,428	282,422	1,213,441

事業領域の拡大について

当社グループが取り組む事業領域では、市場の規制撤廃や新たな技術革新やサービスモデルの誕生が見込まれております。本書提出日時点において、当社グループの収益は、「エネルギープラットフォーム事業」及び「エネルギーデータ事業」による売上の影響を大きく受けている状況であるため、当社グループは、「エネルギーの4D」に則した新たな収益源を常に模索し、事業の拡大と安定化に取り組んでおります。しかしながら、事業領域を拡大し、現在の事業領域と異なる分野にも進出することで、人材採用、システム開発、営業体制構築等の投資を実施したにも関わらず、当該分野における収益化が進まない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動について

当社グループでは、海外子会社の現地通貨建ての財務諸表を日本円に換算した上で、連結財務諸表を作成しております。また、一部外貨建ての出資や債権債務、外貨建てで収入若しくは支出が発生する取引が存在します。従って、為替相場の変動が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) コンプライアンス・法的規制等に関するリスクについて

法的規制について

当社グループが事業展開する電力業界においては、電気事業及びその関連事業を行う者に対し電気事業法が課せられています。当社は小売電気事業者と一般ユーザーとの間の小売供給契約締結の「媒介」(注)を行う事業者として取引に関与しており、電気事業法及び同法施行規則で定められた義務や、経済産業省が公表する「電力の小売営業に関する指針」上のガイドラインに基づいて事業を行っています。また当社は、小売電気事業者として経済産業省へ登録(法人番号6010601047805)を行っております。

これら関連法規制やガイドラインへの対応については、外部弁護士の見解確認を踏まえて四半期毎のコンプライアンス・リスク管理委員会において慎重に判断を行っていますが、新たな法令等の制定や、当社グループが想定しない形での既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「媒介」とは、「他人(小売電気事業者及び小売供給を受けようとする者)の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為(小売供給契約)の成立に尽力する事実行為」をいいます。また「媒介」の他にも「取次ぎ」「代理」のパターンがあり、「取次ぎ」とは「自己の名をもって、他人(小売供給契約)の計算において、法律行為(小売供給契約)をすることを引き受ける行為」をいい、「代理」とは、「他人(小売電気事業者)の名をもって、当該他人のためにすることを示して行う意思表示」をいいます(「電力の小売営業に関する指針」)。

知的財産権について

当社グループが事業活動を行うにあたり、第三者が保有する商標権、著作権等の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っており、損害賠償請求や特許権侵害の訴訟等は現在ありません。しかしながら、万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合、当該第三者より、損害賠償請求、使用差し止め請求、ロイヤリティの支払要求等が発生する可能性があります。その場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理について

当社グループでは、「エネルギープラットフォーム事業」及び「エネルギーデータ事業」において、企業情報及び個人情報を取り扱っております。当社並びに当社子会社であるSMAP ENERGY LIMITEDの日本支店においては、個人情報取扱事業者として適切な管理体制を構築するため、プライバシーマークを取得し、他の情報についても厳密なセキュリティルールを施して管理することに加え、情報管理に関する社員研修も毎年受講必須とする等、社員教育・運用面の徹底もしております。また、情報管理に関しての適切な運用遵守状況を内部監査室が組織横断的に確認しております。しかしながら、万が一不測の事態によりこれらの情報が流出・漏洩した場合には、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

メディアコンテンツの品質維持について

当社グループでは、「エネルギープラットフォーム事業」で運営しているメディアのコンテンツとして、電気やガスをはじめとしたライフサポート領域に関する記事の制作の一部を外部委託しております。かかるコンテンツの内容については公開前に自社ガイドラインと照らし合わせた厳正なチェックを行っており、また、その運用状況を内部監査にて確認することで、著作権侵害やコンテンツの盗用等の事態を未然に防止するような体制を構築しております。しかしながら、当社の意図せざる事態によってメディアの一部コンテンツが第三者の権利侵害等が発生させていると認定された場合、当該第三者より使用差し止め請求や損害賠償請求、ロイヤリティの支払い要求等が発生する可能性があります。かかる場合において当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

広告掲載について

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」において掲載される広告については、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、景品表示法等の関連法令に違反する広告や公序良俗に反する広告の排除に努めています。しかしながら、人為的な過失等に起因して広告掲載内容に瑕疵が発生した場合や広告掲載が行われなくなった場合においては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について

当社グループでは、「エネルギープラットフォーム事業」におけるウェブサービスにおいて、サービス利用規約を定めてサービス利用者からの同意を得ることで利用者との間での紛争防止に努めています。また、当社の社内規程として、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を定め、役職員に対して当該規程を遵守させるとともに、コンプライアンス違反の恐れのある事象については経営執行会議やコンプライアンス・リスク管理委員会等に報告する仕組みを構築・運用することで、法令違反や損害賠償等の発生リスクの低減に努めています。しかしながら、当社グループの提供するサービスに関連して顧客、取引先、及びその他第三者との間で予期せぬトラブルが生じた結果、訴訟に発展する可能性があります。かかる訴訟の内容及び結果によっては、訴訟対応費用の発生や社会的信用の失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループでは、本書提出日現在、訴訟を提起されている事実はありません。

(5) 事業運営体制に関するリスクについて

特定人物への依存について

当社の代表取締役CEO、当社子会社のSMAP ENERGY LIMITED CEO、その他関連会社1社にて主要役職を兼職している城口洋平、そして当社の代表取締役COOの有田一平は、当社グループの事業に深く関与しており、また、電力業界及びスマートメーターデータ解析に関する深い造詣を有しており、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っています。当社グループは、特定の人物に依存しない体制を構築すべく、代表取締役2名体制を取ることで両代表間での役割分担や相互牽制機能を働かせており、またエネルギー事業に関しての深い知見・経験と、上場企業として求められる水準の開示・内部管理体制構築における造詣を有している社外取締役が過半数を占める取締役会体制の構築や執行役員制度の導入等による組織体制の強化を図り、両代表取締役に過度に依存しない経営体制の整備を進めています。しかしながら、何らかの理由により両氏の経営方針に重大な齟齬をきたした場合や、当社グループにおける業務執行が困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保・育成について

当社グループでは、事業の持続的な成長を支える優秀な人材を確保することが事業運営上重要であると考えています。このため、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、「ウィズコロナ宣言」を発表し、テレワークの恒久化、オフィススペースの縮小、テレワーク手当の支給等、コロナ禍においてもより優秀な人材を惹きつけることができるような取組みを積極的に実施しております。今後も優秀な人材の採用を積極的に推進し、当社グループの企業理念及び経営方針を理解した社員の確保・育成を行ってまいります。雇用情勢の変化等により、計画のとおりには人材が確保できない場合には、事業運営や開発計画に支障をきたし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

社歴が浅いことについて

当社の前身となるCambridge Energy Data Lab Limitedは2013年6月に英国で設立されていますが、日本では当社は2015年4月に設立されており、設立後の経過期間は6年程度と社歴の浅い会社です。当社グループはストック型収益を重視し売上の予見性を高める方針であるとともに、予算統制の精度を高める各種施策を行っております。しかしながら、当社グループの経営計画には一定の不確定事象が含まれるため、過年度の業績及び実績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

小規模組織であることについて

当社グループは小規模組織であり、ガバナンス体制や内部管理体制は当社グループの組織規模に応じたものとなっています。これらの体制については組織規模に関わらず高い水準を構築・維持することが重要であるとの考えのもと、当社グループは、コーポレートガバナンス・コードを念頭に置いた内部管理体制の構築を図っています。具体的には、各専門分野における豊富な経験を有した人材を採用するとともに、各種のコンプライアンス研修等社内教育による人材育成を進めることで、事業規模の拡大や多様化に合わせ、内部管理体制を充実・強化していく方針であります。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外子会社について

当社子会社のSMAP ENERGY LIMITEDは英国を本拠として、主にスマートメーターデータの解析ソリューションツールである「SMAP」の開発及び海外顧客向け営業を実施しております。世界的にスマートメーターの普及とそれに伴う電力データの解析ニーズは増えていくものと見込まれていますが、今後、現地における制度上の問題や競争環境の激化等の要因により、同社の経営成績が悪化した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、SMAP ENERGY LIMITEDのガバナンス・内部統制に関しては、当社代表取締役CEOの城口洋平がSMAP ENERGY LIMITEDのCEOを兼務したうえで、原則として当社と同等の基準を適用し、その遵守状況を内部監査にて確認しております。しかしながら、現地において内部統制上の問題を抱えたり、法令に違反したりする可能性があります。かかる事態において問題の早期発見と是正措置の実施ができない場合、当社グループの信頼性や企業イメージの低下により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスクについて

減損会計の適用について

当社グループでは、継続的に行う開発投資に係る人件費等の一部をソフトウェア資産として計上しております。今後、これらの資産を利用して提供するサービスの収益性が著しく低下した場合、当該資産について減損損失の計上が必要となる可能性があります。かかる場合において、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

Japan Energy Capital 1 L.P.への出資について

当社が出資するJapan Energy Capital 1 L.P.は、主として太陽光発電所に代表される再生可能エネルギー発電所への投資を海外にて行う、ケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドです。当該ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の出資コミットは2020年12月末時点において最大5百万米ドル（既出資額は1.8百万米ドル）です。本ファンドにおいては、当社グループは電力データ解析技術を活用し、ファンドの投資先である発電所の運営効率化業務を積極的に果たしていくことが期待されており、当該業務を独占的に受託する業務委託先として、この種の枠組みでの事業を日本で運営する際に求められる必要な拠出額を出資コミットしております。そのため、その役割に応じて追加の出資コミットメントが要請される可能性があります。当社としましては、当該要請に対しては、取締役会において慎重な議論を経て適切に判断してまいります。また、かかる出資は、一定期間以上稼働実績のある太陽光発電所を中心とした既設再生可能エネルギー発電所を主な投資対象とし、米国ドルでの決済とする等、為替リスクを限定的とするストラクチャーを採用したうえで、想定されるリスク・リターンを精緻に分析した上で行われてはいますが、当該ファンドにおける投資実行の遅れ、日射量の低下に伴う売電収入の減少、自然災害・テロ等の発生による投資対象資産の損傷、地政学的リスクの高まり等による対象国における再生可能エネルギー発電事業への影響等により、当初想定されたリターンが得られず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現状では財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針です。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針です。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社グループを取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、本書提出日現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

税務上の繰越欠損金について

当事業年度末には、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。しかしながら、当社の事業が順調に推移し繰越欠損金が解消された場合や、税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、執行役員、従業員、子会社取締役、子会社従業員、外部協力者に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は2,031,843株であり、発行済株式総数5,952,458株と潜在株式数2,031,843株の合計の25.4%に相当しておりますが、その多くは経営陣及び主要従業員の長期にわたるコミットメントを目的としたものであり、権利行使期間に一定の制限が設けられています。具体的には、当社代表取締役CEOの城口洋平に対して付与された新株予約権のうち140,000個は、2018年から10年間にわたり段階的に権利行使可能となる条件のため、当社グループの長期にわたる価値向上に対するコミットメントを担保するものです。また、植野泰幸に対して付与された新株予約権210,000個は、いわゆる時価発行新株予約権信託^①であり、2018年から5年間にわたり、当社取締役（代表取締役CEOの城口洋平を除く）、執行役員、従業員、子会社取締役、子会社従業員、外部協力者に段階的に付与し権利行使可能となる条件です。時価発行新株予約権信託^②の活用により、長期にわたるコミットメントの強化、並びに人材採用力の強化、現金での給与・賞与等の報酬水準を抑制する効果が見込まれるため、当社グループの業績においても重要な影響を持ちます。これらの新株予約権を除くと、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は981,843株であり、発行済株式総数5,952,458株と潜在株式数2,031,843株の合計の12.3%に相当します。本書提出日現在においては、更なる新株予約権の新規発行は予定しておりませんが、競争環境等の変化により今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、既存株主が保有する株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

大規模な自然災害等について

当社グループは、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害が想定を大きく上回る規模で発生した場合、当社グループ又は当社グループの取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、本書提出日現在、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症は、収束時期が依然として不透明であります。当社グループでは新型コロナウイルス感染症の流行以降、迅速にリモートワークを推奨しており、柔軟に事業を継続できる体制の整備に努めております。また、当社グループのビジネスへの影響は軽微であると認識しております。し

かしながら、新型コロナウイルス感染症の流行長期化に伴い、度重なる緊急事態宣言の発令や外出自粛等により法人ユーザーの電力使用量が極端に落ち込んだり、当社グループ顧客の業績への影響が想定を超えて拡大したりした場合には、当社グループ又は当社グループの取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりです。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は1,626,457千円となり、前連結会計年度末に比べ687,191千円増加しました。これは主に現金及び預金の増加633,755千円、売掛金の増加99,962千円等によるものです。

また、当連結会計年度末における固定資産は340,737千円となり、前連結会計年度末から206,286千円増加いたしました。これは主にソフトウェアの増加33,430千円、投資有価証券の増加176,557千円、差入保証金の増加15,000千円がある一方、建物及び構築物の減少10,511千円、工具、器具及び備品の減少10,132千円によるものです。

この結果、総資産は、1,967,194千円となり、前連結会計年度末に比べ893,478千円増加いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は364,350千円となり、前連結会計年度末に比べ128,635千円増加いたしました。これは主に、未払消費税等の増加53,292千円、販売促進引当金の増加62,981千円、預り金の増加11,311千円がある一方、前受金の減少10,836千円によるものです。

また当連結会計年度末における固定負債は750,380千円となり、前連結会計年度末に比べ254,990千円増加いたしました。これは主に、長期借入金の増加750,000千円がある一方、転換社債型新株予約権付社債の転換による減少495,000千円によるものです。

この結果、負債合計は、1,114,730千円となり、前連結会計年度末に比べ383,625千円増加いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は852,464千円となり、前連結会計年度末に比べ509,853千円増加いたしました。これは主に転換社債型新株予約権付社債の転換により、資本金が247,500千円、資本剰余金が247,500千円それぞれ増加、新株の発行により、資本金が16,547千円、資本剰余金が16,547千円それぞれ増加したことによるものです。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、2月以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、景気の減速傾向が強まっており、高い水準にあった企業収益及び改善傾向にあった雇用情勢や個人消費は、感染症による影響で、先行きは厳しい状況が続くと見込まれます。

当社グループが属するエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、2020年12月25日に菅政権より「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が14の成長分野と共に公表され、脱炭素社会の実現に向けた現状の課題と今後の取組が示されました。グリーン成長戦略の中心となる電力業界においては、2016年4月の電力の小売全面自由化以降、当社のベース市場である電力販売額が約14兆円（注1）へと拡大しております。電力ガス事業者間の競争激化や国全体での電力切替件数の増加を背景とした電力業界の広告予算拡大により、当社の「エネルギープラットフォーム事業」の対象市場は拡大しているものと見ており、また「エネルギーの4D」と呼ばれるエネルギー業界の構造改革へ対応するための新規システム投資需要を背景としたエネルギー業界のIT予算増加により、当社の「エネルギーデータ事業」の対象市場は拡大しているものと見ております。また、新型コロナウイルス感染症の流行による社会全体でのデジタル・トランスフォーメーション（DX）ニーズの高まりにより、「エネルギープラットフォーム事業」ではオンラインでの切替需要増加、「エネルギーデータ事業」では、電力ガス事業者からのDXサービスの導入需要増加など当社業績にとっては好影響になる要素も多い状況です。他方で、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令や外出自粛等により「エネルギープラットフォーム事業」における法人ユーザーを中心として一時的に電力需要が落ち込むなど、当社業績に一部マイナスの影響もございました。

このような環境のもと、当社グループでは、「エネルギープラットフォーム事業」において展開する「エネチェンジ」（家庭向け電力・ガス切替プラットフォーム）及び「エネチェンジBiz」（法人向け電力・ガス切替プラットフォーム）の2サービスについて、自社チャネルで培った電力ガス切替プラットフォームのシステムを他社に提供するパートナー戦略の推進や、新電力から新電力への切替サポート等のユーザービリティの向上を目的とした新機能の開発に注力してまいりました。

また、「エネルギーデータ事業」においては、主に電力ガス事業者向けにクラウド型で提供する、デジタルマーケティング支援SaaS「EMAP（イーマップ = Energy Marketing Acceleration Platform）」及び電力スマートメーターデータ解析SaaS「SMAP（スマップ = Smart Meter Analytics Platform）」、電力データ解析技術を利用した稼働中の再生可能エネルギー発電所分析・運営管理サービス「JEF（ジェフ）」の3サービスにつき、継続的な新規機能開発と更なる電力ガス事業者への営業強化に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの経営成績は、売上高1,713,196千円（前期比35.1%増）、営業利益53,320千円（前期は営業損失322,714千円）、経常利益6,216千円（前期は経常損失304,907千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は16,743千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失238,375千円）となっております。

セグメントの経営成績は、次のとおりです。

（Ⅰ）エネルギープラットフォーム事業

「エネルギープラットフォーム事業」においては、パートナー企業数の拡大に伴い家庭・法人共に切替件数が堅調に推移し、継続報酬対象ユーザー数は前連結会計年度比48.0%増の243,215件となりました。また切替時の一時報酬の増加等により、ARPU（注2）は前連結会計年度比6.6%増の4,067円となりました。以上の結果、セグメント売上高は989,166千円（前期比45.2%増）、セグメント利益は190,208千円（前期比494.1%増）となりました。

（Ⅱ）エネルギーデータ事業

「エネルギーデータ事業」においては、デジタルマーケティング支援SaaS「EMAP」、電力スマートメーターデータ解析SaaS「SMAP」、再生可能エネルギー発電所分析・運営管理サービス「JEF(ジェフ)」の既存顧客への継続的なサービス提供や新規顧客への導入を進めた結果、顧客数は前連結会計年度比28.0%増の32社となりました。他方、既存顧客へのクロスセルと低単価プロダクトの導入の進捗によりARPUは前連結会計年度比3.5%減の22,626千円となりました。以上の結果、セグメント売上高は724,029千円（前期比23.4%増）、セグメント利益は214,941千円（前期比-%）となりました。

（注）1.電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果」の電力販売額より算出。

2. Average Revenue Per Userの略称であり、1継続報酬対象ユーザー当たりの平均収益を意味しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は1,334,449千円（前連結会計年度末204,693千円）となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果得られた資金は139,545千円（前期は310,049千円の支出）となりました。主な増加要因は、減価償却費の計上45,669千円、販売促進引当金の増加62,981千円等であり、主な減少要因は、売上債権の増加99,962千円、ギフトカード失効益の計上10,026千円、前受金の減少10,836千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は294,696千円（前期は16,868千円の支出）となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出11,786千円、無形固定資産の取得による支出64,547千円、投資有価証券の取得による支出203,179千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果得られた資金は1,285,951千円（前期は125千円の支出）となりました。主な増加要因は、長期借入れによる収入750,000千円、株式の発行による収入31,051千円、用途制限付預金の払戻による収入495,000千円等であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
エネルギープラットフォーム事業	989,166	145.2
エネルギーデータ事業	724,029	123.4
合計	1,713,196	135.1

(注) 1. なお、最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社Loop	271,857	21.4	273,656	16.0
東京瓦斯株式会社	203,242	16.0	222,727	13.0
サミットエナジー株式会社	135,883	10.7	89,685	5.2

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表の作成にあたり、重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。この連結財務諸表の作成にあたっては、必要な見積りを行っており、それらは資産・負債及び収益・費用の計上金額に影響を与えています。これらの見積りについては、過去の実績やその時点で入手可能な情報に基づき合理的と考えられる要因を考慮したうえで行っていますが、結果としてこのような見積りと実績が異なる場合があります。

財政状態及び経営成績等に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は1,626,457千円となり、前連結会計年度末に比べ687,191千円増加しました。これは主に現金及び預金が、広告宣伝活動や人材採用等に伴う現金流出があった一方で、長期借入金による資金調達750,000千円や新株の発行等があり633,755千円増加したこと、また、売掛金が売上の増加に伴い99,962千円増加したこと等によるものです。

また、当連結会計年度末における固定資産は340,737千円となり、前連結会計年度末に比べ206,286千円増加しました。これは主に、投資有価証券がJapan Energy Capital 1 L.P.への出資により176,557千円増加したこと、ソフトウェア資産が自社開発により33,430千円増加した一方で、オフィス縮小に伴う建物及び構築物、工具、器具及び備品の固定資産除却損が発生したこと等により有形固定資産残高が20,643千円減少したことによるものです。

この結果、資産合計は1,967,194千円となり、前連結会計年度末に比べ893,478千円増加しました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は364,350千円となり、前連結会計年度末に比べ128,635千円増加しました。これは主に、短期借入金が当座貸越契約の一部実行による増加9,900千円、販売促進を目的として行う特典付与による支出に備えるために新たに計上した販売促進引当金の増加62,981千円、及び、未払消費税等の増加53,292千円があった一方、前受金の減少10,836千円等があったことによるものです。

また、当連結会計年度末における固定負債は750,380千円となり、前連結会計年度末に比べ254,990千円増加しました。これは主に長期借入金の増加750,000千円がある一方、転換社債型新株予約権付社債の転換により495,000千円減少したものです。

この結果、負債合計は1,114,730千円となり、前連結会計年度末に比べ383,625千円増加しました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は852,464千円となり、前連結会計年度末に比べ509,853千円増加しました。これは主に転換社債型新株予約権付社債の転換により、資本金が247,500千円、資本剰余金が247,500千円それぞれ増加、新株の発行により、資本金が16,547千円、資本剰余金が16,547千円それぞれ増加したことによるものです。

b. 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度において、売上高は1,713,196千円（前連結会計年度は1,268,110千円）となりました。主な要因は、エネルギープラットフォーム事業においては、パートナー企業数の拡大に伴い家庭・法人共に切替件数が堅調に推移し、継続報酬対象ユーザー数が前連結会計年度比48.0%増の243,215件となったことに加え、切替時の一時報酬の増加等によりARPUが前連結会計年度比6.6%増の4,067円となったことによります。またエネルギーデータ事業においては、デジタルマーケティング支援SaaS「EMAP」、電力スマートメーターデータ解析SaaS「SMAP」、再生可能エネルギー発電所分析・運営管理サービス「JEF」の既存顧客への継続的なサービス提供や新規顧客への導入を進めた結果、顧客数は前連結会計年度比28.0%増の32社となった一方、低単価プロダクトの導入進捗によりARPUが前連結会計年度比3.5%減の22,626千円となったことによります。エネルギープラットフォーム事業における継続報酬対象ユーザー数及びARPU、エネルギーデータ事業における顧客数及びARPUの推移については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4） 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度において、売上原価は389,349千円（前連結会計年度は389,756千円）となりました。エネルギーデータ事業の事業拡大に伴う開発人員の人件費計上の増加があったものの、ソフトウェア資産の償却費負担が減少しております。

この結果、売上総利益は1,323,846千円（前連結会計年度は878,353千円）となりました。当連結会計年度においては、売上高の増加に比して売上原価の増加が抑えられたことで、前連結会計年度より売上総利益が増加しております。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当連結会計年度において、販売費及び一般管理費は1,270,526千円（前連結会計年度は1,201,068千円）となりました。主な要因は、事業拡大に伴う人件費等の増加、積極的な販売活動による販売手数料の増加、販売促進を目的として行う特典付与による支出の将来発生見込額に対する引当金の新規発生及び各種新規事業のための成長投資等による費用発生によるものです。

この結果、営業利益は53,320千円（前連結会計年度は営業損失322,714千円）となりました。

(経常損失)

当連結会計年度において、営業外収益が14,295千円（前連結会計年度は18,224千円）、営業外費用が61,398千円（前連結会計年度は416千円）となりました。営業外費用増加の主な要因は、上場関連費用及び持分法による投資損失の発生によるものです。

この結果、経常利益は6,216千円（前連結会計年度は経常損失304,907千円）となりました。

(税金等調整前当期純損失)

当連結会計年度において、特別損失を18,675千円（前連結会計年度は86,891千円）計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響でリモートワークを推進した結果、本社面積を減少させたことに伴い設備の除却損として13,425千円計上していること、及び本社賃貸借契約の変更に伴う賃貸借契約解約損として5,250千円計上したことによります。

この結果、税金等調整前当期純損失12,458千円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失241,799千円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

当連結会計年度において、法人税、住民税及び事業税が4,284千円(前連結会計年度は3,465千円)となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損失が16,743千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失が238,375千円)となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は1,334,449千円(前連結会計年度末204,693千円)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果得られた資金は139,545千円(前期は310,049千円の支出)となりました。収入の主な要因は、減価償却費45,669千円、持分法による投資損失23,600千円及び販売促進引当金の増加62,981千円であり、支出の主な要因は、売上債権の増加99,962千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は294,696千円(前期は16,868千円の支出)となりました。主な要因は、投資有価証券の取得による支出203,179千円、自社開発のソフトウェア資産に係る支出である無形固定資産の取得による支出64,547千円、オフィス改装等に係る有形固定資産の取得による支出11,786千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果得られた資金は1,285,951千円となりました(前期は125千円の支出)。主な増加要因は、長期借入れによる収入750,000千円、株式の発行による収入31,051千円、及び、使途制限付預金の払戻による収入495,000千円等によるものです。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであり、当該リスクが顕在化した場合、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。そのため、当社グループは、市場動向等を注視し、組織体制の整備、リスク管理体制の強化、成長事業領域への継続投資等を行い、当社グループの経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減する対応を適切に行ってまいります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものには、エネルギープラットフォーム事業における人件費並びに広告宣伝費、及びエネルギーデータ事業におけるソフトウェア制作に係る人件費及び外注費のほか、コーポレート部門における人件費等があります。

当社グループでの資金需要は、自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等でバランスよく調達していくことを基本方針としており、資金需要の金額や資金用途に応じて柔軟に検討を行う予定です。

また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,334,449千円となっています。当社グループは当連結会計年度末において複数の取引銀行との当座貸越契約を締結しており、資金調達手段を確保することにより、変動する資金需要に対応し、流動性リスクをコントロールしております。

経営者の問題認識及び今後の方針について

当社グループが認識する課題等について、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の課題に対処していく必要があると認識しております。これらの課題に対し、経営者は市場ニーズや事業環境の変化に関する情報の入手、分析を行い、現在及び将来の事業環境を認識したうえで、当社グループの経営資源を適切に配分し、対応策を実施していく方針です。

経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4） 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりです。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は72,043千円（無形固定資産含む）であり、主にソフトウェアの開発にかかる設備投資（電力・ガス会社向けクラウドサービス「EMAP」において新規機能を付加するためのソフトウェア開発や、電力・ガス会社向けクラウドサービス「SMAP」に、顧客収益性改善機能やデマンドレスポンス機能を付加し、サービスレベルを向上させる目的のソフトウェア開発等）や、本社オフィス増床に伴う設備投資であります。また、当連結会計年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で、リモートワークの推進に伴い本社面積を縮小した結果、設備の除却損が13,425千円発生しております。

なお、設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社オフィス (東京都千代田区)	本社設備他	15,484	9,417	60,815	5,052	90,770	79

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」はソフトウェア仮勘定であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

5. 本社オフィスの建物は賃借中のものであり、帳簿価額は主に内部造作であります。年間賃借料は38,597千円であります。

6. 本社オフィスには、当社子会社のSMAP ENERGY LIMITEDに対して賃貸した部分が含まれております。なお、当該賃貸に対する年間賃貸料は7,719千円であります。

7. 事業セグメントに資産を配分していないため、セグメントの名称を記載しておりません。

(2) 在外子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
SMAP ENERGY LIMITED	日本支店 (東京都千代田区)	本社設備他	-	2,426	48,011	6,790	57,227	7

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」はソフトウェア仮勘定であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

5. 事業セグメントに資産を配分していないため、セグメントの名称を記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、事業の拡大に伴う顧客ニーズの多様化やサービスレベルの維持・向上のため等、総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画及び除却等は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	本社オフィス (東京都千代田区)	ソフトウェア 開発(注2)	17,000	-	自己資金	2021年1月	2021年12月	(注4)
SMAP ENERGY LIMITED	日本支店 (東京都千代田区)	ソフトウェア 開発(注3)	23,000	-	自己資金	2021年1月	2021年12月	(注4)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません

2. 電力・ガス会社向けクラウドサービス「EMAP」における新規機能を付加する目的のソフトウェア開発や、エネチェンジ・インサイト等の新規サービス開発に伴うソフトウェア開発です。
3. 電力・ガス会社向けクラウドサービス「SMAP」に、顧客収益性改善機能やデマンドレスポンス機能を付加し、サービスレベルを向上させる目的のソフトウェア開発です。
4. クラウドサービス機能拡充のための追加開発を継続的に行っております。完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
5. 事業セグメントに資産を配分していないため、セグメントの名称を記載しておりません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,000,000
計	21,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,781,476	5,952,458	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数100株
計	5,781,476	5,952,458	-	-

(注) 2020年12月23日に東京証券取引所マザーズに上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2015年10月31日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 12 子会社役員 1 子会社従業員 1 社外協力者 1 (注)6
新株予約権の数(個)	30,300(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 90,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67(注)2
新株予約権の行使期間	自 2017年10月31日 至 2025年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:67 資本組入額:34 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1.の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、または(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について(注)5.に定める取得事由が発生していないことを条件とし、当該取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 割当新株予約権は、会社が株式上場申請を行うにあたって、別途、取締役会の決議により定める日までは、これを行行使することができない。
 - (3) 新株予約権者は、権利者が、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 割当新株予約権のうち行使可能となるものは、割当日の翌日から前項に掲げるいずれの地位も喪失した日までの期間(以下、「参画期間」という。)に応じて、次の個数とする。但し、1未満の端数の個数はゼロとみなす。本項により行使可能となっていない割当新株予約権は、次項に定める場合を除き、行使することができないものとする。

参画期間が2年未満の場合	ゼロ
参画期間が2年以上3年未満の場合	保有する割当新株予約権の2分の1までの個数
参画期間が3年以上4年未満の場合	保有する割当新株予約権の4分の3までの個数
参画期間が4年以上の場合	保有する割当新株予約権のすべての個数
 - (5) 割当新株予約権は、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他会社の支配権の変更を生じさせる取引、又は会社の議決権の過半数若しくは会社のすべて若しくは実質的にすべての事業を第三者(新株予約権者又は新株予約権者が実質的に支配する会社以外の第三者をいう)が取得する取引を会社が承認した場合は、(2)、(4)の定めにかかわらず、そのすべてを行行使することができる。
5. 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができることとする。ただし、以下の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

前記新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 従業員の退職及び社外協力者の地位喪失による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名及び社外協力者1名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2016年12月22日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問 1 当社従業員 19 社外協力者 1 (注)6
新株予約権の数(個)	47,202 [45,675] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 141,606 [137,025] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	267 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年12月26日 至 2026年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格: 267 資本組入額: 134 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

- (注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1.の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について(注)5.に定める取得事由が発生していないことを条件とし、当該取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 割当新株予約権は、会社が株式上場申請を行うにあたって、別途、取締役会の決議により定める日まで、これを行行使することができない。
 - (3) 新株予約権者は、権利者が、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。但し、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 割当新株予約権のうち行使可能となるものは、割当日の翌日から前項に掲げるいずれの地位も喪失した日までの期間(以下、「参画期間」という。)に応じて、次の個数とする。但し、1未満の端数の個数はゼロとみなす。本項により行使可能となっていない割当新株予約権は、次項に定める場合を除き、行使することができないものとする。
 - 参画期間が2年未満の場合 ゼロ
 - 参画期間が2年以上3年未満の場合 保有する割当新株予約権の2分の1までの個数
 - 参画期間が3年以上4年未満の場合 保有する割当新株予約権の4分の3までの個数
 - 参画期間が4年以上の場合 保有する割当新株予約権のすべての個数
 - (5) 割当新株予約権は、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他会社の支配権の変更を生じさせる取引、又は会社の議決権の過半数若しくは会社のすべて若しくは実質的にすべての事業を第三者(新株予約権者又は新株予約権者が実質的に支配する会社以外の第三者をいう)が取得する取引を会社が承認した場合は、(2)、(4)の定めにかかわらず、そのすべてを行行使することができる。
5. 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができることとする。但し、以下の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 権利者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行行使することができる期間
 - 前記新株予約権を行行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行行使することができる期間の末日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
 - 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
 - 前記新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - 取締役会による譲渡承認について
 - 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 従業員の退職及び社外協力者の地位喪失による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社顧問1名、当社従業員14名及び社外協力者1名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2017年6月8日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 4(注)7
新株予約権の数(個)	240,000 [232,000](注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 720,000 [696,000](注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	267(注)3
新株予約権の行使期間	自 2017年7月31日 至 2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:274 資本組入額:137 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

- (注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき20円で有償発行しております。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (注)3. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
3. 新株予約権発行後に、株式分割または株式併合が行われる場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 新株予約権割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。

(2) 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。但し、当該法定相続人は、新株予約権者の死亡から6か月を経過した後は、当該新株予約権を行使することができない。

6. 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、本項の取扱いは、本項の定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項（注4）に準じて決定する。

7. 役員の退任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社役員2名、当社従業員1名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2017年12月21日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問 2 当社従業員 25 社外協力者 2 (注)6
新株予約権の数(個)	43,069 [42,396] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 129,207 [127,188] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年12月26日 至 2027年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格: 334 資本組入額: 167 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

- (注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1.の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について(注)5.に定める取得事由が発生していないことを条件とし、当該取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 割当新株予約権は、会社が株式上場申請を行うにあたって、別途、取締役会の決議により定める日までは、これを行行使することができない。
 - (3) 新株予約権者は、権利者が、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 割当新株予約権のうち行使可能となるものは、割当日の翌日から前項に掲げるいずれの地位も喪失した日までの期間(以下、「参画期間」という。)に応じて、次の個数とする。但し、1未満の端数の個数はゼロとみなす。本項により行使可能となっていない割当新株予約権は、次項に定める場合を除き、行使することができないものとする。
 - 参画期間が2年未満の場合 ゼロ
 - 参画期間が2年以上3年未満の場合 保有する割当新株予約権の2分の1までの個数
 - 参画期間が3年以上4年未満の場合 保有する割当新株予約権の4分の3までの個数
 - 参画期間が4年以上の場合 保有する割当新株予約権のすべての個数
 - (5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (6) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
5. 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができることとする。但し、以下の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、
に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
前記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
 - 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
前記新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - 取締役会による譲渡承認について新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 従業員の退職及び社外協力者の地位喪失による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社顧問2名、当社従業員16名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2018年2月2日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 子会社役員 1 子会社従業員 3 社外協力者 3 (注)6
新株予約権の数(個)	4,704(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,112(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年2月6日 至 2028年2月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格: 334 資本組入額: 167 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

- (注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1.の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について(注)5.に定める取得事由が発生していないことを条件とし、当該取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 割当新株予約権は、会社が株式上場申請を行うにあたって、別途、取締役会の決議により定める日までは、これを行行使することができない。
 - (3) 新株予約権者は、権利者が、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 割当新株予約権のうち行使可能となるものは、割当日の翌日から前項に掲げるいずれの地位も喪失した日までの期間(以下、「参画期間」という。)に応じて、次の個数とする。但し、1未満の端数の個数はゼロとみなす。本項により行使可能となっていない割当新株予約権は、次項に定める場合を除き、行使することができないものとする。
 - 参画期間が2年未満の場合 ゼロ
 - 参画期間が2年以上3年未満の場合 保有する割当新株予約権の2分の1までの個数
 - 参画期間が3年以上4年未満の場合 保有する割当新株予約権の4分の3までの個数
 - 参画期間が4年以上の場合 保有する割当新株予約権のすべての個数
 - (5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (6) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
5. 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができることとする。但し、以下の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、
に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
前記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
 - 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
前記新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 従業員の退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社子会社役員1名、当社子会社従業員1名及び社外協力者3名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2018年9月10日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1
新株予約権の数(個)	140,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 420,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年9月10日 至 2028年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:343 資本組入額:172 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 新株予約権1個あたり普通株式1株であり、新株予約権1個につき27円で有償発行しております。
- (2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (3) (注)1.(2)の他、(注)2.に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- (2) 行使価額は、金1,000円とする。
- (3) 新株予約権発行後に、株式分割または株式併合が行われる場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) その他、新株予約権割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(注)3.(1)記載の資本金等増加限度額から(注)3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(注)2.において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)。本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、(注)2.において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、(注)2.において定められた行使価額を下回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりディスカウント・キャッシュ・フロー法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が(注)2.において定められた行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

- (2) 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。但し、当該法定相続人は、新株予約権者の死亡から6か月を経過した後は、当該新株予約権を行使することができない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会で決議した場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

- (2) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合、または新株予約権が失効した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の条項に違反した場合、または(注)4.により新株予約権を行使することができなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、無償で同人所有の新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に(注)6. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

(注)5. に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(注)3. に準じて決定する。

第7回新株予約権

当社の代表取締役CEOである城口洋平は、当社グループの現在及び将来の取締役、執行役員及び従業員、並びにアドバイザー及びコンサルタント等の社外協力者（委託者である城口洋平を除きます。以下「役職員等」といいます。）に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2018年9月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2018年9月10日付で植野泰幸を受託者として時価発行新株予約権信託^⑥を設定しており、当社は、受託者植野泰幸に対して、会社法に基づき2018年9月10日に第7回新株予約権を発行しております。

本信託（第7回新株予約権）は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績に応じて、受託者植野泰幸に付与した第7回新株予約権210,000個を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員等に対して、将来の功績評価を基に、将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第7回新株予約権の分配を受けた者は、当該第7回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第7回新株予約権）は6つの契約（A01からA06まで）により構成され、概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託 ^⑥
委託者	城口洋平
受託者	植野泰幸
信託契約日（信託期間開始日）	2018年9月10日
信託の種類と新株予約権数	(A01～A05)各28,000個 (A06)70,000個
交付日	<p>新株予約権の交付対象者が決定される交付基準日は信託ごとに以下の日とする。但し、当該日において当社が上場してから6か月が経過していない場合には、上場後半年が経過する日の翌営業日までそれぞれ延期されるものとする。</p> <p>(A01)：2019年2月の最終営業日又は発行会社株式が金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日のいずれか遅い日の正午</p> <p>(A02)：2020年2月の最終営業日又は発行会社株式が金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日のいずれか遅い日の正午</p> <p>(A03)：2021年2月の最終営業日又は発行会社株式が金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日のいずれか遅い日の正午</p> <p>(A04)：2022年2月の最終営業日又は発行会社株式が金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日のいずれか遅い日の正午</p> <p>(A05)：2023年2月の最終営業日又は発行会社株式が金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日のいずれか遅い日の正午</p> <p>(A06)：上記(A05)に定める交付基準時を含む事業年度内に開催される定時株主総会において取締役の選任が行われ、その後に開催される取締役会において新経営体制が確定した日の翌営業日</p>
信託の目的	(A01～A05)：第7回新株予約権28,000個 (A06)：第7回新株予約権70,000個

受益者適格要件	<p>受益候補者に対する第7回新株予約権の配分は、信託ごとに、当社の代表取締役（委託者は除きます。）、人事関連組織並びに財務関連組織を所管する責任者、及び独立性を有する社外役員2名以上（1名しか存在しない場合には社外役員1名に加えて顧問弁護士等の専門家1名を加えます。）によって構成される評価委員会によって、以下のとおり決定されます。</p> <p>（A01～A05）：各年度ごとに（1）受益候補者の業績や役職等に基づく配分、（2）採用等のイベントに際して付与されるインセンティブパッケージに基づく配分を行うものとし、</p> <p>（A06）：2023年3月末現在の当社等の役職員に対し、その後5年間にわたってのベスティング条項を付したうえで交付を行うものとし、その詳細については2023年度に評価委員会において決定されます。</p>
---------	--

第7回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2018年9月10日臨時株主総会
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）	210,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 630,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	334（注）2
新株予約権の行使期間	自 2018年9月10日 至 2028年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格：343 資本組入額：172 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。また、2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」、「新株予約権の行使時の払込金額（円）」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」が調整されております。

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

- （1）新株予約権1個あたり普通株式1株であり、新株予約権1個につき27円で有償発行しております。
- （2）当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (3) (注)1.(2)の他、(注)2.に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- (2) 行使価額は、金1,000円とする。
- (3) 新株予約権発行後に、株式分割または株式併合が行われる場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (4) その他、新株予約権割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(注)3.(1)記載の資本金等増加限度額から上記3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

上記2において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)。本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記2において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記2において定められた行使価額を下回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記2において定められた行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその関係会社の取締役及び従業員並びにアドバイザー及びコンサルタントであることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。但し、当該法定相続人は、新株予約権者の死亡から6か月を経過した後は、当該新株予約権を行使することができない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会で決議した場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (2) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合、または新株予約権が失効した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の条項に違反した場合、または上記4により新株予約権を行使することができなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、無償で同人所有の新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年8月19日 (注)1	C種優先株式 30,000	普通株式 900,000 A種優先株式 240,000 B種優先株式 310,000 C種優先株式 30,000	25,500	344,755	25,500	344,745
2016年12月30日 (注)2	D種優先株式 200,000	普通株式 900,000 A種優先株式 240,000 B種優先株式 310,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 200,000	250,000	594,755	250,000	594,745
2016年12月30日 (注)3	普通株式 20,000	普通株式 920,000 A種優先株式 240,000 B種優先株式 310,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 200,000	8,000	602,755	8,000	602,745

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年2月24日 (注)4	D種優先株式 20,000	普通株式 920,000 A種優先株式 240,000 B種優先株式 310,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000	25,000	627,755	25,000	627,745
2018年1月19日 (注)5	普通株式 30,000	普通株式 950,000 A種優先株式 240,000 B種優先株式 310,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000	15,000	642,755	15,000	642,745
2018年9月28日 (注)6	A種優先株式 40,000 B種優先株式 200,000 E種優先株式 240,000	普通株式 950,000 A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	-	642,755	-	642,745
2018年12月13日 (注)7	普通株式 800,000	普通株式 1,750,000 A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	-	642,755	-	642,745

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年12月27日 (注)7	A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	普通株式 1,750,000	-	642,755	-	642,745
2019年3月1日 (注)8	普通株式 800,000 A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	普通株式 950,000 A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	-	642,755	-	642,745
2020年9月16日 (注)9	普通株式 800,000	普通株式 1,750,000 A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	-	642,755	-	642,745
2020年9月16日 (注)9	A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	普通株式 1,750,000	-	642,755	-	642,745
2020年9月17日 (注)10	普通株式 3,500,000	普通株式 5,250,000	-	642,755	-	642,745
2020年9月23日 (注)11	普通株式 450,000	普通株式 5,700,000	247,500	890,255	247,500	890,245
2020年12月22日 (注)12	普通株式 50,000	普通株式 5,750,000	13,800	904,055	13,800	904,045
2020年12月25日 (注)13	普通株式 31,476	普通株式 5,781,476	2,747	906,802	2,747	906,792

(注) 1. 有償第三者割当

- 割当先 寺田航平
発行価格 1,700円
資本組入額 850円
2. 有償第三者割当
割当先 オプトベンチャーズ1号投資事業有限責任組合、IMJ Investment Partners Japan Fund 1号投資事業有限責任組合
発行価格 2,500円
資本組入額 1,250円
3. 有償第三者割当
割当先 川西智也、草間翔太、瀧勇也、他10名
発行価格 800円
資本組入額 400円
4. 有償第三者割当
割当先 みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合
発行価格 2,500円
資本組入額 1,250円
5. 有償第三者割当
割当先 曾我野達也、伊與部誠、川西智也、伊藤一平、その他12名
発行価格 1,000円
資本組入額 500円
6. 2018年9月25日開催の臨時株主総会、普通株主及び優先株主に係る各種類株主総会により、2018年9月28日付で新たにE種優先株式の発行を可能とする定款の一部変更を決議するとともに、発行済のA種優先株式及びB種優先株式の一部をE種優先株式へと内容の変更を行う決議をしております。これにより、発行済株式総数はA種優先株式が40,000株減少、B種優先株式が200,000株減少し、E種優先株式が240,000株増加しております。
7. 定款及び2018年11月26日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式(200,000株)、B種優先株式(110,000株)、C種優先株式(30,000株)、D種優先株式(220,000株)、E種優先株式(240,000株)の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式800,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式につきましては、2018年12月27日開催の取締役会決議に基づき同日付をもって全て消却しております。
8. 2019年3月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で、発行済の普通株式1,750,000株のうち800,000株をA種優先株式(200,000株)、B種優先株式(110,000株)、C種優先株式(30,000株)、D種優先株式(220,000株)、E種優先株式(240,000株)に内容の変更を行っております。
9. 定款及び2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式(200,000株)、B種優先株式(110,000株)、C種優先株式(30,000株)、D種優先株式(220,000株)、E種優先株式(240,000株)の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式800,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式につきましては、2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき2020年9月16日をもって全て消却しております。
10. 株式分割(1:3)によるものであります。
11. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使による増加であります。
12. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 600円
引受価額 552円
資本組入額 276円
13. 新株予約権の行使による増加であります。
14. 決算日後、2021年1月20日を払込期日とする有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による新株式57,000株(引受価額552円、資本組入額276円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ15,732千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	27	43	14	4	1,021	1,114	-
所有株式数(単元)	-	2,162	5,903	14,801	11,656	10,867	12,417	57,806	876
所有株式数の割合(%)	-	3.74	10.21	25.60	20.16	18.80	21.48	100	-

- (注) 1. 2020年9月1日開催の臨時株主総会決議により、2020年9月16日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
城口 洋平	London, United Kingdom	1,143	19.78
B Dash Fund2号投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル3階	600	10.38
Energy Station Company Limited (常任代理人 みずほ証券株式会社)	FLATE, 29F, ALASSIO, 100 CAINE ROAD, MID-LEVELS, HONG KONG	599	10.38
有田 一平	東京都江東区	478	8.27
株式会社 大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー	450	7.78
株式会社 エプロ	東京都墨田区太平四丁目1番3号 オリナスタワー12階	300	5.19
大和エナジー・インフラ 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー	270	4.67
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM	176	3.06
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE LONDON EC4R3AB UNITED KINGDOM	140	2.42
株式会社カストディ銀行(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	136	2.36
計	-	4,294	74.29

- (注) 1. 上記大株主の状況は、2020年12月31日現在における株主名簿に基づいて記載しております。
- (注) 2. 株式会社カストディ銀行(証券投資信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は136,200株であり、それらの内訳は、投資信託設定分136,200株、年金信託設定分0株となっております。
- (注) 3. 2021年1月5日付で、B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合が主要株主に該当しなくなったことを確認したため、2021年1月13日付で臨時報告書(主要株主の異動)を提出しております。また、その後2021年1月15日付で、B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合より、保有割合の変更に伴い2021年1月7日現在の保有株式等を記載した大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
B Dash Fund2号投資事業有 限責任組合	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル3階	347,500	6.01

(注)4. 2021年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2021年2月26日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
アセットマネジメント One株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	347,400	5.93

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,780,600	57,806	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 876	-	-
発行済株式総数	5,781,476	-	-
総株主の議決権	-	57,806	-

(注)1. 2020年9月1日開催の臨時株主総会決議により、2020年9月16日付で単元を100株とする単元株制度を採用しております。
 2. 2020年9月16日開催の取締役会決議により、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種乃至E種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 定款及び2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月16日を取得日としてA種乃至E種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、同日の取締役会決議に基づき、2020年9月16日を効力発生日としてA種乃至E種優先株式の全てを消却しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 200,000 B種優先株式 110,000 C種優先株式 30,000 D種優先株式 220,000 E種優先株式 240,000	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 2020年9月16日付でA種乃至E種優先株式をすべて消却しております。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、当事業年度においても剰余金の配当は実施しておりません。今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ではありますが、本書提出日現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

配当を行う場合には、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、配当の決定機関は取締役会であります。なお、2020年9月1日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当基準日は、期末配当は毎年12月31日、中間配当は毎年6月30日とする旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

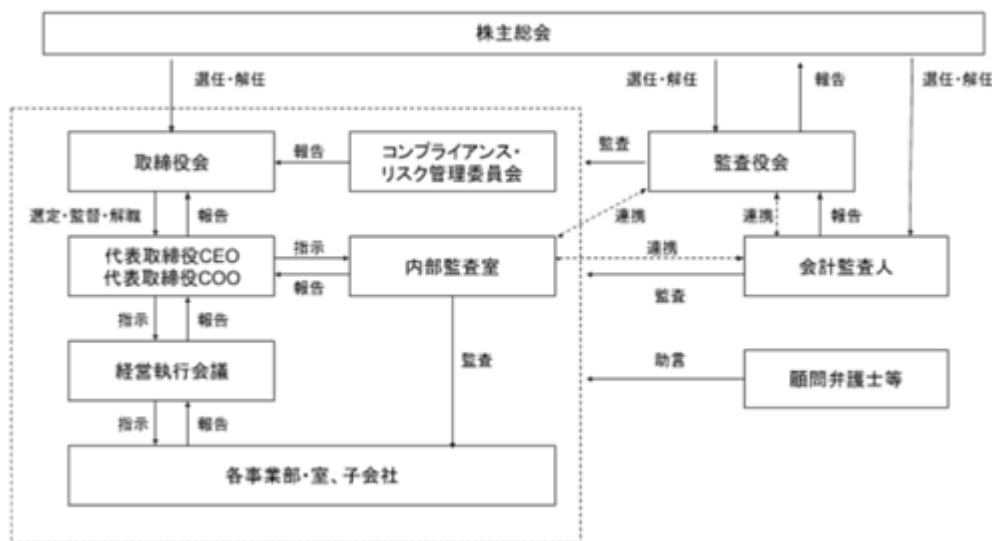
当社グループは、「Changing Energy for a Better World ~エネルギーの未来をつくる~」というミッションを掲げ、エネルギー革命の軸となる「エネルギーの4D」のDX(デジタルトランスフォーメーション)を実現するプラットフォームを提供しております。

このミッションの実現のため、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、当社グループにおける「企業行動憲章」のもとにその職務を遂行し、企業活動を行っていくことで、経営の効率性及び透明性を高め、持続的な成長と企業価値の最大化を図ってまいります。

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりです。



(イ) 会社の機関の内容

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。

取締役会においては、経営上の重要事項に係る意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督しております。監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制がコーポレート・ガバナンス強化を図るためには有効であると判断し、監査役会を設置しております。また当社では、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の分離・効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

a 取締役会

取締役会は、取締役6名(うち独立取締役として届出を行っている社外取締役が4名)で構成され、原則月1回、その他必要に応じて臨時に開催しております。経営の基本方針、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督、報告を行っております。また、取締役会には監査役3名が出席し、取締役の業務執行の監査を行っております。

b 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、すべて社外監査役であります。監査役会は、原則月1回、その他必要に応じて開催しております。常勤監査役は、経営執行会議等社内の重要な会議への出席、重要書類の閲覧等監査手続を実施し、取締役の職務執行を監視しております。また、代表取締役、会計監査人、内部監査担当者と意見交換を行うことで情報収集に努め、監査機能の向上を図っております。

c 経営執行会議

当社では、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び常勤監査役が出席する経営執行会議を週1回開催しており、事業の進捗状況の確認、課題の共有を行うとともに実務的な意思決定を機動的に行っております。

d コンプライアンス・リスク管理委員会

当社グループを取り巻くリスクを認識し、適切に対応するため、取締役、監査役、内部監査室長から構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期ごとに1回開催することとしております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、当社及び当社子会社のリスク管理に必要な情報の共有化を図り、コンプライアンスに係る取組みを推進する他、コンプライアンス違反の事例が生じた場合に迅速な対応、事実関係の調査、再発防止の立案等を行います。

e 内部監査室

当社グループ全体の経営の効率性、適法性、健全性を確保するために、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置しております。当社は小規模組織のため、内部監査室には専任の担当者は配置しておらず、内部監査室長はコーポレート部従業員が兼務、内部監査補助者としてコーポレート部従業員が兼務しており、コーポレート部以外の内部監査を実施しております。コーポレート部への内部監査は、自己監査を避ける観点から、コーポレート部以外の事業部の従業員が担当しております。これら3名体制で、当社グループ全体に係る業務執行状況を監査しております。なお内部監査室長は、「内部監査規程」上必要に応じて代表取締役の承認を得て、内部監査補助者を任命することができます。

内部監査室では、監査計画に基づき、当社の全部門及び当社グループの子会社を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役及び実施部署へ報告を行い、監査役にも監査実施状況を報告しております。

f 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社間には特別な利害関係はありません。

(ロ) 機関ごとの構成員 (は議長を指す)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営執行会議	コンプライアンス・リスク管理委員会
代表取締役CEO	城口 洋平				
代表取締役COO	有田 一平				
取締役(社外)	武田 稔 (注)1				
取締役(社外)	森 暁彦				
取締役(社外)	吉原 信一郎 (注)2				
取締役(社外)	藤田 研一	○			○
常勤監査役(社外)	日岡 篤史 (注)3				
監査役(社外)	横山 敬子 (注)4				
監査役(社外)	タム・ピーター (注)5				

(注) 1 . シンガポールaNew Energy 社の会長を兼務しております。

2 . 株式会社エプロの代表取締役を兼務しております。

3 . スマートキャンプ株式会社の監査役を兼務しております。

4 . 株式会社フュービックの常勤監査役を兼務しております。

5 . ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所のパートナーを兼務しております。

(ハ) 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置し、日常的な業務遂行を行う役割として経営執行会議、日常的な監査等を行う役割として内部監査室、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

(イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、企業行動規範として、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス諸規程を整備するとともに、これらを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。
- (b) 当社は、取締役会を設置し、法令・定款等の違反行為が発生した場合は、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- (c) 当社は、「内部通報規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (d) 当社は、執行部門から独立した内部監査部門を置き、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。監査業務により発覚したコンプライアンス違反を、取締役及び監査役に報告する。
- (e) 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を制定するとともに、経理業務から独立した担当者が評価し、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。
- (f) 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための制度を構築する。

(ロ) 当社の取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社は、「文書管理規程」に従い、経営一般に関する重要文書、決裁及び重要な会議に関する文書または財務・経理に関する文書等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等について、適切に作成、保存、授受及び廃棄する。
- (b) 当社は、前号の規程において、保存期間、文書種別責任者、文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）の保存及び廃棄の管理方法を定め、運用する。

(ハ) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、「リスク管理規程」において、種々のリスクを管理するための体制及びリスクマネジメントシステムを維持するための仕組等を定め、処々のリスクを定期的に、また、必要に応じて把握・評価する。
- (b) 当社は、(a)の方針に則り、各事業部長が全社リスクにおいて各部門において顕在化している又は潜在的なリスクを識別及び分類する。
- (c) 各事業部長は、識別又は分類されたリスクに関して、経営執行会議へ報告する体制とし、経営執行会議は、報告されたリスクについて、評価を行ったうえで、必要と認めるリスクについてはコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
- (d) 経営上の重大なリスクに対してはコンプライアンス・リスク管理委員会において十分な審議を行った上で、必要に応じて取締役会にて適切に対応する。

(ニ) 当社及び子会社の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を図る。
- (b) 取締役は、取締役会で定めた事業計画及び予算に基づき効率的な意思決定を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
- (c) 取締役会において月次業績のレビューを行い、改善策を策定する。
- (d) 「業務分掌一覧」「職務権限規程」を定め、業務執行を効率的に行うとともに必要に応じて適宜改正を行う。

(ホ) 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の業務の円滑と管理の適正化を目的として、「関係会社管理規程」を定める。
- (b) 当社は、取締役会等の重要な会議において、出席する子会社取締役より、子会社の営業成績、財務状況及びその他の重要な情報について報告を受ける。
- (c) 当社内部監査部門が子会社の業務執行、管理状況について内部監査を行い業務の適正を確保する体制を構築する。

- (ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたとき、当社は、当社の使用人の中から監査役補助者を任命するものとする。
- (b) 監査役がその職務を補助すべき使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (c) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人が置かれた場合、監査役の指揮命令に従うべき旨を当社の役職員に周知徹底する。
- (ト) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (b) 監査役への報告及び情報提供を以下のとおり行う。
- ・取締役会での報告及び情報提供
 - ・各事業部長等へのヒアリング時の報告及び情報提供
- (c) 上記(a)(b)に基づき報告を行った従業員が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該従業員に対しては、「内部通報規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。
- (チ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (c) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- (d) 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べるものとする。
- (リ) 監査役がその職務を執行するに必要とする費用の前払又は償還の処理に関する事項
- 監査役が、その職務執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

取締役及び監査役の責任免除の決定機関

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とし、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役の責任（監査役であった者を含む。）を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

非業務執行取締役及び監査役の責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意かつ無重過失の場合において、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項で定める最低責任額を限度とする旨の契約を締結しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、業務上発生する様々なリスクを認識し、管理するために四半期ごとに代表取締役CEOを委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を開催しております。また、不測の事態が発生した場合においても、当該コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に留めるとともに、再発防止策を策定し、各部署へ指示することとしております。なお、必要に応じ弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の社外の専門家から助言を受ける体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営情報等を適宜把握できる体制を構築し、当社の取締役会及び経営執行会議において経営上の重要な事項の報告を行う等、経営状況のモニタリングを行っております。

なお、子会社の経理、財務等の業務については当社が業務委託を受けて実施しており、重要な管理機能については当社が有しております。

また、グループ中期経営計画の策定、内部監査部門を持たない子会社に対する内部監査を実施することで、子会社の業務が適正に運営されていることを確認する体制を構築し、業務の適正を確保しております。

取締役の定数等

イ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

ロ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任にかかる決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を図るためであります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	城口 洋平	1987年 8月 5日	2009年 4月 株式会社ミログ設立 代表取締役就任 2013年 6月 Cambridge Energy Data Lab Limited設立 Director就任 2015年 4月 当社 アドバイザー就任 2016年 3月 SMAP ENERGY LIMITED設立 アドバイザー就任 2017年 7月 当社 代表取締役就任(現任) 2017年 7月 SMAP ENERGY LIMITED CEO就任(現任) 2019年 8月 Japan Energy Capital合同会社 職務執行者就任(現任)	(注) 3	1,143,360
代表取締役COO	有田 一平	1982年 5月 6日	2007年 4月 JPモルガン証券株式会社入社 2012年 4月 グリー株式会社入社 2013年 9月 Cambridge Energy Data Lab Limited入社 2015年 4月 当社 代表取締役就任(現任)	(注) 3	478,014
取締役	武田 稔	1953年 7月14日	1978年 4月 モービル石油株式会社 入社 2001年 7月 デロイト・トーマツ・コーポレート ファイナンス社 プレジデント就任 2004年 9月 シェル・ガス&パワー・ジャパン社 バイス・プレジデント就任 2005年 7月 同社 プレジデント就任 2009年 4月 シェル・ガス&パワー・アジア社 バイス・プレジデント就任 2010年 1月 シェル・アップストリーム・ インターナショナル社 ジェネラル・マネジャー LNG アジア担当就任 2013年 1月 同社ジェネラル・マネジャー、 LNG開発 東南アジア担当就任 2013年 3月 昭和シェル石油株式会社 社外取締役就任 2013年 9月 シェル・ジャパン株式会社 代表取締役社長就任 2014年 3月 シェルケミカルズジャパン株式会社 代表取締役就任 2015年 6月 昭和シェル石油株式会社 取締役会議長就任 2018年 2月 上野興産株式会社 シニアアドバイザー就任 2018年 5月 シンガポールaNew Energy 社 会長就任(現任) 2020年 3月 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	30,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	森 暁彦	1980年6月4日	2001年10月 会計士補登録 2003年4月 新日本監査法人 国際部(KPMG部門) (現有限責任あずさ監査法人) 入所 2003年7月 あずさ監査法人 国際部(KPMG部門) (現有限責任あずさ監査法人) 入所 2005年4月 公認会計士登録 2006年10月 ゴールドマン・サックス証券 株式会社 投資銀行部門 アドバイザリー・グループ 入社 2011年8月 米国Goldman, Sachs & Co. 投資銀行部門 レバレッジド・ファイナンス部転籍 2012年8月 ゴールドマン・サックス証券 株式会社 投資銀行部門 金融法人グループ転籍 2015年7月 株式会社レノバ 執行役員CFO就任 2020年3月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	30,000
取締役	吉原 信一郎	1975年2月22日	1997年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ 監査法人) 入所 2001年4月 公認会計士登録 2002年1月 株式会社エプコ入社 経営企画室長 2002年4月 同社 取締役就任 2011年7月 同社 専務取締役就任 2012年4月 同社 代表取締役COO就任 2014年4月 同社 代表取締役CFO就任(現任) 2020年3月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	30,000
取締役	藤田 研一	1959年3月18日	1983年4月 アルプス電気株式会社(現 アルプ スアルパイン株式会社) 入社 1987年10月 Alpine electronics GmbH(ドイ ツ) 取締役 1997年5月 株式会社UFJ総合研究所 入社 2007年4月 シーメンスVDOオートモーティブ株 式会社 代表取締役兼CEO 2009年10月 シーメンスAGエナジーセクター事業 開発ディレクター 2011年10月 シーメンス・ジャパン株式会社(現 シーメンス株式会社) 専務執行役員 エナジーセクターリード 2014年10月 シーメンス・ジャパン株式会社(現 シーメンス株式会社) 専務執行役員 パワー&ガス事業本部長、パワー ジェネレーション・サービス事業本 部長、風力発電&再生可能エナジー 事業本部長 2016年10月 シーメンス株式会社 代表取締役社 長兼CEO、パワー&ガス事業本部 長、パワージェネレーション・サー ビス事業本部長兼任 2018年3月 同社 エネジーマネジメント事業本 部長、モビリティ事業本部長兼任 2020年2月 シーメンスヘルスケア株式会社取締 役兼任 2020年10月 シーメンス株式会社 代表取締役会 長 2021年3月 当社 取締役就任(新任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	日岡 篤史	1972年 5月 6日	1998年 8月 株式会社神戸エコカー 入社 2002年 5月 株式会社プレステージ・ インターナショナル 入社 2006年 6月 同社 常勤監査役就任 2009年 7月 同社 米国現地法人 代表取締役社長兼CEO就任 2014年12月 同社 退社 2017年 8月 スマートキャンプ株式会社 監査役就任(現任) 2020年 3月 当社 常勤監査役就任(現任)	(注) 4	-
監査役	横山 敬子	1971年 9月 25日	1994年 4月 株式会社コサカ入社 2003年11月 監査法人コスモス入所 2004年 7月 監査法人トーマツ(現有限責任 監査法人トーマツ)入所 2007年 5月 公認会計士登録 2016年 7月 当社 常勤監査役就任 2020年 2月 横山敬子公認会計士事務所 開業登録に伴い代表就任(現任) 2020年 3月 当社 常勤監査役退任、当社 監査役 就任(現任) 2020年 4月 株式会社フュービック 常勤監査役就任(現任)	(注) 4	-
監査役	タム ピーター	1978年 7月 24日	2009年12月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 2010年 1月 森・濱田法律事務所 入所 2013年 5月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 入所 2016年 7月 同法律会計事務所 パートナー就任 (現任) 2017年10月 当社 監査役就任(現任)	(注) 4	-
					1,711,374

- (注) 1. 取締役 武田 稔、森 暁彦、吉原 信一郎、藤田 研一は、社外取締役です。
 2. 監査役 日岡 篤史、横山 敬子、タム・ピーターは、社外監査役です。
 3. 2021年3月30日開催の定時株主総会終結の時から2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
 4. 2020年9月1日開催の臨時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。

社外役員の状況

本書提出日現在、当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。当社はこれら社外役員のうち、社外取締役4名、社外監査役3名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社では社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できるよう十分な独立性が確保されていることを前提とし、かつ株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役武田稔氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、グローバル企業における経営者としての経験を有していることから、当社の経営やガバナンス強化を図れるものと考え、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社株式30,000株を所有しておりますが、当社との間で人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役森暁彦氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、投資銀行での勤務や上場企業におけるCF0としての職務を通じた豊富な経営及び資本市場における経験、知見を有していることから、当社の経営やガバナンス強化を図れるものと考え、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社株式30,000株を所有しておりますが、当社との間で人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役吉原信一郎氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、上場企業における代表取締役CF0としての経験を有していることから、当社の経営やガバナンス強化を図れるものと考え、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社株式30,000株を所有しておりますが、当社との間で人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は、現在、当社の株式300,000株を所有している株式会社エプコの代表取締役CF0であり、同社と当社との間には、当社のコールセンター業務の一部を委託する取引関係があります。その他同社と当社との間で人的関係又はその他の利害関係はありません。

社外取締役藤田研一氏は、長年のエネルギー業界における経験やグローバル企業における主要役職での経験に基づく幅広い見識を有しており、当社の経営全般に関する助言が期待できることから、当社の経営やガバナンス強化を図れるものと考え、社外取締役に選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役日岡篤史氏は、上場企業における会計・財務・人事に関する経験、知識を有しており、また、複数企業における監査役としての経験も有していることから、その実務経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待して社外監査役に選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役横山敬子氏は、公認会計士として会計・財務に関する経験、知識を有しており、また、監査法人において企業監査の豊富な経験を有していることから、その実務経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待して社外監査役に選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役タム・ピーター氏は弁護士であり、企業法務を専門とする日本法弁護士として法務に関する知見を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて適宜提言等いただくことを期待して社外監査役に選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会やコンプライアンス・リスク管理委員会をはじめとする社内の重要会議に出席することにより会社の経営計画、コンプライアンスやリスク管理全般等に関する報告を受け、公正な立場から意見陳述するとともに取締役の職務執行を厳正に監督及び監査しております。また、社外監査役は監査役会のメンバーとして、内部監査計画及び監査結果の重要事項について監査役会において共有される等綿密な連携を保っております。

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人より金融商品取引法に基づく会計監査を受けておりますが、当該監査法人は社外監査役を含む監査役会へ期初における監査計画の説明や期中・期末における監査の状況及び結果を報告するとともに意見交換等を行い、相互の連携を高めております。また、「(3) 監査の状況」に記載のとおり、内部監査室、監査役及び会計監査人は随時意見交換や情報共有を行う他、三者間ミーティングを行う等連携し、監査機能の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の組織、人員及び手続

イ 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役です。3名はそれぞれ、上場企業の監査役経験者、公認会計士及び弁護士として豊富な実務経験と専門知識を有しており、うち公認会計士である1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役会及びその他重要会議への出席や、重要書類の閲覧等を実施し、取締役の業務執行の監査を行っています。

ロ 当事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小林 慎一	5	5
日岡 篤史	12	12
横山 敬子	16	16
タム ピーター	16	16

(注) 小林前監査役は2020年3月31日開催の第5期定時株主総会をもって退任し、日岡監査役は同日選任されました。

監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査室や会計監査人との情報共有、各取締役や執行役員等との意見交換等も実施しております。

また、常勤監査役は、経営執行会議その他重要会議に出席し、重要書類の閲覧、取締役からの聴取等を通じた監査を実施し、毎月開催する監査役会において情報共有を行い、協議しております。

内部監査の状況等

イ 内部監査の組織、人員及び手続

当社は、内部監査室を設置し、当社及び重要な子会社を対象とする内部監査を実施しております。当社は、小規模組織のため、内部監査専任の担当者を着任させておらず、代表取締役が任命する3名(コーポレート部から2名、コーポレート部以外から1名)による相互監査により監査・報告の独立性を確保しております。

内部監査室は、監査計画に従い、法令の遵守状況や業務活動の効率性、適正性等についての監査を実施し、結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各事業部署に対して業務改善等のための指示や指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。

ロ 内部監査室、監査役及び会計監査人の相互連携の状況

監査役と内部監査室は、内部監査計画及び監査結果に関し、内部監査室が常勤監査役に報告し、重要事項については監査役会において共有しております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は随時意見交換や情報共有を行う他、三者間ミーティングを行う等連携し、監査機能の向上を図ると同時に、内部統制に関わる各部署から必要な情報提供を受け、内部統制に関する事項について意見交換を行っております。

内部監査室は、財務報告に係る内部統制評価の方法に関して会計監査人と連携を図りながら、整備及び運用の評価を実施しております。また、内部監査室は監査役会と連携を図りながら、各事業部署に対して内部統制全般に係る業務監査を実施し、代表取締役及び常勤監査役にその結果を報告しております。

会計監査の状況

イ 提出会社の監査公認会計士等

(イ) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(ロ) 継続監査期間

4年

(ハ) 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 轟芳英

業務執行社員 比留間郁夫

(ニ) 監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士12名、その他2名

ロ 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定につきまして、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬の妥当性等を考慮し、選定することとしております。

有限責任 あずさ監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。また、解任及び不再任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める、いずれかの事由に該当すると認められる場合、又は、公認会計士法に違反・抵触する状況にある場合、監査役会は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。さらに、監査役会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、適正に実施されることを確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ハ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況等を確認し、会計監査人の評価を行っており、有限責任 あずさ監査法人は当社の会計監査人として適切であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,740	-	24,215	2,000
連結子会社	-	-	-	-
計	18,740	-	24,215	2,000

(前連結会計年度)

当社及び連結子会社における非監査業務に基づく報酬につきましては、該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当連結会計年度の当社における監査証明業務に基づく報酬には、前連結会計年度に係る追加報酬が含まれております。

当社が有限責任 あずさ監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

また、連結子会社における非監査業務に基づく報酬につきましては、該当事項はありません。

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イを除く)

該当事項はありません。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針は、監査日数、監査人員数、当社の規模、特性等を勘案したうえで、監査役会の同意のもと決定しております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、その内容は基本報酬と賞与から構成されております。当該方針に基づき、株主総会の決議により役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。基本報酬につきましては、取締役の職務執行の対価として、当該取締役の役位と役割貢献度に応じ、業界水準や当社業績等の事情を考慮し決定することとしております。賞与につきましては、当社業績及び各役員の業績への寄与度等を考慮し決定することとしております。

なお、当社は役員の報酬等において業績連動報酬制度は採用しておりません。

他方、当社では株主の皆様との価値共有により、当社の株主価値の創出並びに毀損の防止、及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、役員報酬等とは別に、当社代表取締役CEOの城口洋平が委託者となって設定された時価発行新株予約権信託^①を活用したインセンティブ・プランを導入しております。また、委託者である代表取締役CEOの城口洋平に対しては、長期にわたる株主価値創出に対してのコミットメントとインセンティブを担保する目的で、2018年から10年間にわたり段階的に権利行使可能となる新株予約権を付与しております。これらの対応により、当面は新たな非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプションを含む）の設定は不要と判断しております。

ロ 役員報酬等の決定プロセス

当社の取締役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2020年3月31日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を1億円以内とするものです。取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議された総枠の中で、取締役会にて当社の経営状況、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し協議の上、決定しております。

また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2020年3月31日であり、決議の内容は監査役年間報酬総額の上限を3千万円以内とするものです。監査役の報酬等については上記株主総会で決議された総枠の中で監査役会にて協議の上、決定しております。

なお、上記の時価発行新株予約権信託^①を活用したインセンティブ・プランにおける対象者への具体的な配分については、交付ガイドラインに基づき、当社の代表取締役（委託者である城口洋平は除く）、人事関連組織並びに財務関連組織を所管する責任者、独立性を有する社外役員2名以上によって構成される評価委員会が決定することとしております。

役員の報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(2020年12月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	29,550	29,550	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	8,100	8,100	-	-	4
社外監査役	12,240	12,240	-	-	4

ロ 役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は配当金の受け取りによって利益確保を目的としている投資を純投資目的、それ以外を純投資目的以外と区分いたします。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、省略いたします。

- ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- ハ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構等が主導する専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び刊行物の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,700,693	1,334,449
売掛金	154,279	254,241
その他	84,808	38,268
貸倒引当金	516	503
流動資産合計	939,265	1,626,457
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,25,995	1,15,484
工具、器具及び備品(純額)	1,21,976	1,11,844
有形固定資産合計	47,971	27,328
無形固定資産		
ソフトウェア	75,395	108,826
ソフトウェア仮勘定	11,083	11,843
無形固定資産合計	86,479	120,669
投資その他の資産		
投資有価証券	-	2,176,557
その他	-	16,182
投資その他の資産合計	-	192,739
固定資産合計	134,450	340,737
資産合計	1,073,716	1,967,194

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,109	7,403
短期借入金	-	39,900
未払金	141,235	140,229
未払法人税等	7,321	14,967
前受金	11,777	940
販売促進引当金	-	62,981
その他	64,270	127,926
流動負債合計	235,714	364,350
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	549,000	-
長期借入金	-	750,000
その他	390	380
固定負債合計	495,390	750,380
負債合計	731,104	1,114,730
純資産の部		
株主資本		
資本金	642,755	906,802
資本剰余金	642,745	906,792
利益剰余金	956,911	973,654
株主資本合計	328,588	839,939
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	227	1,725
その他の包括利益累計額合計	227	1,725
新株予約権	14,250	14,250
純資産合計	342,611	852,464
負債純資産合計	1,073,716	1,967,194

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1,268,110	1,713,196
売上原価	389,756	389,349
売上総利益	878,353	1,323,846
販売費及び一般管理費	1,201,068	1,270,526
営業利益又は営業損失()	322,714	53,320
営業外収益		
受取利息	4	6
受取手数料	478	38
為替差益	3,492	-
助成金収入	-	2,297
ギフトカード失効益	12,009	10,026
その他	2,240	1,927
営業外収益合計	18,224	14,295
営業外費用		
支払利息	291	8,141
持分法による投資損失	-	23,600
株式交付費	-	2,042
社債発行費	125	-
株式公開費用	-	14,169
為替差損	-	13,443
その他	-	1
営業外費用合計	416	61,398
経常利益又は経常損失()	304,907	6,216
特別利益		
事業譲渡益	2,150,000	-
特別利益合計	150,000	-
特別損失		
減損損失	3,521,142	-
固定資産除却損	-	6,13,425
損害補償金	4,15,065	-
のれん償却額	5,19,683	-
賃貸借契約解約損	-	5,250
特別損失合計	86,891	18,675
税金等調整前当期純損失()	241,799	12,458
法人税、住民税及び事業税	3,465	4,284
当期純損失()	245,265	16,743
非支配株主に帰属する当期純損失()	6,889	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	238,375	16,743

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純損失()	245,265	16,743
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,614	1,523
持分法適用会社に対する持分相当額	-	3,021
その他の包括利益合計	1,614	1,498
包括利益	243,650	18,241
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	237,105	18,241
非支配株主に係る包括利益	6,544	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	642,755	642,745	718,535	566,964
当期変動額				
新株の発行				-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			238,375	238,375
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	238,375	238,375
当期末残高	642,755	642,745	956,911	328,588

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,496	1,496	14,250	6,544	586,261
当期変動額					
新株の発行					-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					238,375
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,269	1,269	-	6,544	5,275
当期変動額合計	1,269	1,269	-	6,544	243,650
当期末残高	227	227	14,250	-	342,611

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	642,755	642,745	956,911	328,588
当期変動額				
新株の発行	264,047	264,047		528,094
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			16,743	16,743
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	264,047	264,047	16,743	511,351
当期末残高	906,802	906,792	973,654	839,939

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	227	227	14,250	-	342,611
当期変動額					
新株の発行					528,094
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					16,743
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,498	1,498	-	-	1,498
当期変動額合計	1,498	1,498	-	-	509,853
当期末残高	1,725	1,725	14,250	-	852,464

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	241,799	12,458
減価償却費	124,034	45,669
減損損失	52,142	-
支払利息	291	8,141
事業譲渡益	150,000	-
固定資産除却損	-	13,425
損害補償金	15,065	-
のれん償却額	27,325	-
賃貸借契約解約損	-	5,250
為替差損益(は益)	8,870	4,026
ギフトカード失効益	12,009	10,026
持分法による投資損益(は益)	-	23,600
株式交付費	-	2,042
社債発行費	125	-
販売促進引当金の増減額(は減少)	-	62,981
売上債権の増減額(は増加)	26,798	99,962
仕入債務の増減額(は減少)	3,282	3,705
未払金の増減額(は減少)	34,380	2,382
前受金の増減額(は減少)	56,502	10,836
その他の資産の増減額(は増加)	62,738	45,375
その他の負債の増減額(は減少)	8,307	78,625
その他	9,420	19
小計	284,341	154,512
利息の受取額	4	6
利息の支払額	291	6,828
法人税等の支払額	10,355	2,895
損害補償金の支払額	15,065	-
賃貸借契約解約による支払額	-	5,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	310,049	139,545
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,000	-
有形固定資産の取得による支出	38,212	11,786
無形固定資産の取得による支出	129,430	64,547
事業譲渡による収入	150,000	-
投資有価証券の取得による支出	-	203,179
その他	1,773	15,182
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,868	294,696
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	9,900
長期借入れによる収入	-	750,000
株式の発行による収入	-	31,051
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	494,875	-
使途制限付預金の預入による支出	495,000	-
使途制限付預金の払戻による収入	-	495,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	125	1,285,951
現金及び現金同等物に係る換算差額	804	1,045
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	326,238	1,129,755
現金及び現金同等物の期首残高	530,932	204,693
現金及び現金同等物の期末残高	204,693	1,334,449

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

SMAP ENERGY LIMITED

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

関連会社の名称 Japan Energy Capital 1 L.P.

Japan Energy Capital 1 L.P.については、前連結会計年度までは持分法を適用しない関連会社としておりましたが、新たに出資を引受けたことにより持分が増加したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

持分法を適用していない関連会社の名称

Japan Energy Capital合同会社

(持分法を適用していない理由)

当社からの出資が行われておらず、連結財務諸表に及ぼす影響はないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社は主に定率法を採用しております。在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～5年

工具、器具及び備品 3年～5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

販売促進引当金

販売促進を目的として行う特典の付与による支出に備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、

収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日
2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日
2021年12月期の年度末から適用します。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日
2021年12月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「支払利息」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた9,712千円は、「支払利息」291千円、「その他」9,420千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	31,207千円	50,413千円

2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資有価証券(出資金)	-	176,557千円

3 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関2行(前連結会計年度は1行)と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
当座貸越契約の総額	100,000千円	300,000千円
借入実行残高	-	9,900
差引額	100,000	290,100

4 使途制限付預金

前連結会計年度(2019年12月31日)

当社の転換社債型新株予約権付社債により調達した495,000千円は、Japan Energy Capital 1 L.P.への出資のための資金として資金使途が制限されております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

5 財務制限条項

前連結会計年度(2019年12月31日)

当社の転換社債型新株予約権付社債495,000千円は、財務制限条項が付されており、2019年12月の取締役会で決議した当社の2020年度から2022年度までの中期計画における各年度の当社グループの税金等調整前当期純利益が、引受先と合意した一定の金額を下回る数値にて修正決議する場合には、引受先の要求に基づき、転換社債型新株予約権付社債を一括償還する可能性があります。

当連結会計年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給料及び手当	307,537千円	336,164千円
業務委託費	187,168	174,416
広告宣伝費	137,636	49,136
販売手数料	109,397	286,200
販売促進引当金繰入額	-	62,981

2 事業譲渡益

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社の家庭向け格安SIM・スマホ比較診断サービスである「SIMチェンジ事業」を事業譲渡したものであります。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

3 減損損失

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しました。

会社名	場所	用途	種類
提出会社	本社(東京都千代田区)	事業用資産	ソフトウェア仮勘定
SMAP ENERGY LIMITED	英国ロンドン市	事業用資産	ソフトウェア、 ソフトウェア仮勘定

当社グループは、主として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(会社別、事業別)を単位としてグルーピングを行っています。ただし、ソフトウェアについては、プロダクト単位を他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングを行っております。

本社のソフトウェア仮勘定については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(11,206千円)として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

英国子会社のソフトウェア等については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(40,936千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、ソフトウェア1,729千円、ソフトウェア仮勘定39,206千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを割引率15.0%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

4 損害補償金

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社の連結子会社であるSMAP ENERGY LIMITEDが提供するサービスに関して生じた不具合に対し、得意先との協議により確定した当社グループ負担金額を損害補償金として特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

5 のれん償却額

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当連結会計年度において、当社の個別財務諸表上、関係会社株式評価損を計上したことに伴い、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（会計制度委員会報告第7号 2018年2月16日）第32項に基づき、のれんを一時償却しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
建物及び構築物	-	9,169千円
工具、器具及び備品	-	4,256
計	-	13,425

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,614千円	1,523千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	1,614	1,523
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	1,614	1,523
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	-	3,021
持分法適用会社に対する持分相当額	-	3,021
その他の包括利益合計	1,614	1,498

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	1,750,000	-	800,000	950,000
A種優先株式(注)2	-	200,000	-	200,000
B種優先株式(注)3	-	110,000	-	110,000
C種優先株式(注)4	-	30,000	-	30,000
D種優先株式(注)5	-	220,000	-	220,000
E種優先株式(注)6	-	240,000	-	240,000
合計	1,750,000	800,000	800,000	1,750,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)1. 普通株式の減少のうち800,000株はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に内容を変更したことによるものです。

2. A種優先株式の増加200,000株は普通株式から内容を変更したことによるものです。

3. B種優先株式の増加110,000株は普通株式から内容を変更したことによるものです。

4. C種優先株式の増加30,000株は普通株式から内容を変更したことによるものです。

5. D種優先株式の増加220,000株は普通株式から内容を変更したことによるものです。

6. E種優先株式の増加240,000株は普通株式から内容を変更したことによるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社 (親会社)	第2回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社 (親会社)	第3回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	4,800
提出会社 (親会社)	第4回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社 (親会社)	第5回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社 (親会社)	第6回ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	3,780
提出会社 (親会社)	第7回ストックオプションと しての新株予約権(時価発行 新株予約権信託)	-	-	-	-	-	5,670
提出会社 (親会社)	第1回無担保転換社債型新株 予約権付社債 (注)1.2.3.	普通株式	-	150,000	-	150,000	-
連結子会社	第1回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	150,000	-	150,000	14,250

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の会計処理については、一括法によっております。

2. 転換社債型新株予約権付社債の増加は、当該社債の発行によるものです。

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	950,000	4,831,476	-	5,781,476
A種優先株式（注）2	200,000	-	200,000	-
B種優先株式（注）2	110,000	-	110,000	-
C種優先株式（注）2	30,000	-	30,000	-
D種優先株式（注）2	220,000	-	220,000	-
E種優先株式（注）2	240,000	-	240,000	-
合計	1,750,000	4,831,476	800,000	5,781,476
自己株式				
A種優先株式（注）3	-	200,000	200,000	-
B種優先株式（注）3	-	110,000	110,000	-
C種優先株式（注）3	-	30,000	30,000	-
D種優先株式（注）3	-	220,000	220,000	-
E種優先株式（注）3	-	240,000	240,000	-
合計	-	800,000	800,000	-

（注）1. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

A種乃至E種優先株式の取得に伴う普通株式交付による増加	800,000株
株式分割による増加	3,500,000株
転換社債型新株予約権付社債の転換による増加	450,000株
公募による新株式の発行による増加	50,000株
新株予約権の権利行使に伴う新株式の発行による増加	31,476株

2. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の減少は、当該株式の取得事由発生に伴い取得した自己株式を消却したことによるものです。

3. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の増加は、その全てを自己株式として取得したのものによるものであり、減少は、自己株式として取得した全ての株式を消却したことによるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社 (親会社)	第2回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社 (親会社)	第3回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	4,800
提出会社 (親会社)	第4回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社 (親会社)	第5回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社 (親会社)	第6回ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	3,780
提出会社 (親会社)	第7回ストックオプションと しての新株予約権(時価発行 新株予約権信託)	-	-	-	-	-	5,670
提出会社 (親会社)	第1回無担保転換社債型新株 予約権付社債 (注)1.2.	普通株式	450,000	-	450,000	-	-
連結子会社	第1回ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	450,000	-	450,000	-	14,250

(注)1. 2020年9月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行った事に伴い、新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。このため上表は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して株式数を記載しております。

2. 転換社債型新株予約権付社債の減少は、権利行使によるものです。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	700,693千円	1,334,449千円
使途制限付預金	495,000	-
預入期間が3か月を超える定期預金	1,000	-
現金及び現金同等物	204,693	1,334,449

2 重要な非資金取引の内容

転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	-	247,500千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	-	247,500
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	-	495,000

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
1年内	58,334	38,597
1年超	92,697	25,731
合計	151,032	64,329

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等でバランスよく調達していくことを基本方針としております。

一時的な余剰資金は預金で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、純投資目的で保有している投資事業組合への出資金であり、投資事業組合の投資先の信用リスク、為替変動リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。

借入金には運転資金の調達を目的としたものであり、一部を除いて変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されております。

連結子会社が有する外貨建て債権債務において為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは社内規程に従い、営業債権について各事業部及びコーポレート部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は投資事業組合への出資金であり、投資事業組合の投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務内容を把握することにより管理しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券の為替変動リスクについては、各四半期末に為替変動による影響額を把握しております。

なお、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

連結子会社は外貨建て営業債権債務を保有しており、為替の変動リスクに晒されておりますが、月別に為替変動による影響額を把握しております。なお、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきコーポレート部が適時に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、32%が大口顧客3社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	700,693	700,693	-
(2) 売掛金	154,279		
貸倒引当金(*)	516		
	153,763	153,763	-
資産計	854,456	854,456	-
(1) 買掛金	11,109	11,109	-
(2) 未払金	141,235	141,235	-
(3) 未払法人税等	7,321	7,321	-
負債計	159,665	159,665	-

(*)売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,334,449	1,334,449	-
(2) 売掛金	254,241		
貸倒引当金(*)	503		
	253,738	253,738	-
資産計	1,588,187	1,588,187	-
(1) 買掛金	7,403	7,403	-
(2) 短期借入金	9,900	9,900	-
(3) 未払金	140,229	140,229	-
(4) 未払法人税等	14,967	14,967	-
(5) 長期借入金	750,000	750,810	810
負債計	922,501	923,311	810

(*)売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金は元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
転換社債型新株予約権付社債(1)	495,000	-
投資有価証券(投資事業組合出資金)(2)	-	176,557

(1) 転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(2) 投資事業組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	700,693	-	-	-
売掛金	154,279	-	-	-
合計	854,973	-	-	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,334,449	-	-	-
売掛金	254,241	-	-	-
合計	1,588,691	-	-	-

4. 転換社債型新株予約権付社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	-	-	495,000	-	-	-
合計	-	-	495,000	-	-	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	9,900	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	25,000	60,000	319,996	345,004
合計	9,900	-	25,000	60,000	319,996	345,004

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年12月31日)

投資有価証券(連結貸借対照表計上額176,557千円)は、投資事業組合への出資金であり、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年10月31日臨時株主総会 第1回新株予約権	2016年12月22日臨時株主総会 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名 子会社役員 1名 子会社従業員 1名 社外協力者 1名	当社顧問 1名 当社従業員 19名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 150,000株 (注)2	普通株式 165,600株 (注)2
付与日	2015年11月1日	2016年12月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年10月31日～2025年10月30日	2018年12月26日～2026年12月25日

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年12月21日臨時株主総会 第4回新株予約権	2018年2月2日臨時株主総会 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社顧問 2名 当社従業員 25名 社外協力者 2名	当社従業員 1名 子会社役員 1名 子会社従業員 3名 社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 167,562株 (注)2	普通株式 15,624株 (注)2
付与日	2017年12月25日	2018年2月5日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年12月26日～2027年12月25日	2020年2月6日～2028年2月5日

会社名	連結子会社 (SMAP ENERGY LIMITED)
決議年月日	2017年 6 月 9 日取締役会 第 1 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	子会社従業員 1 名 子会社役員 1 名 子会社アドバイザー 1 名 社外協力者 2 社
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 375株
付与日	2017年 6 月27日
権利確定条件	同社が買収 (第三者によって議決権の50%超を保有) される場合、同社株式が英国2000年金融サービス・市場法2005年規則別紙3の第2,3,4章に掲げられる証券市場若しくはロンドンAIM市場に上場される場合、又は同社若しくはその子会社の資産の全部又は重要な部分が譲渡される場合、取締役会が別途定める期間内に新株予約権を行使することができます。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年 6 月27日 ~ 2027年 6 月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2020年 9 月17日付で 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	106,800	159,006	143,844	14,112
付与	-	-	-	-
失効	-	5,862	10,599	-
権利確定	106,800	153,144	99,934	7,056
未確定残	-	-	33,311	7,056
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	106,800	153,144	99,934	7,056
権利行使	15,900	11,538	4,038	-
失効	-	-	-	-
未行使残	90,900	141,606	95,896	7,056

(注) 2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

	SMAP ENERGY LIMITED 第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	360
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	360
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	67	267	334	334
行使時平均株価 (円)	3,185	3,185	3,185	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

- (注) 1. 2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格に換算して記載しております。

	SMAP ENERGY LIMITED 第1回新株予約権
権利行使価格 (ポンド)	500
行使時平均株価 (ポンド)	-
付与日における公正な評価単価 (ポンド)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難なため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 1,749,774千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 94,756千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年6月8日臨時株主総会 第3回新株予約権	2018年9月10日臨時株主総会 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 4名	当社役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 720,000株 (注)2	普通株式 420,000株 (注)2
付与日	2017年7月31日	2018年9月10日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年7月31日～2027年7月31日	2018年9月10日～2028年9月9日

会社名	提出会社
決議年月日	2018年9月10日臨時株主総会 第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 630,000株 (注)2
付与日	2018年9月10日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年9月10日～2028年9月9日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	720,000	420,000	630,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	720,000	84,000	-
未確定残	-	336,000	630,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	720,000	84,000	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	720,000	84,000	-

(注) 2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	267	334	334
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2020年9月17日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格に換算して記載しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	192,612千円	192,860千円
ソフトウェア	59,319	32,472
減損損失	15,968	16,179
販売促進引当金	-	15,465
その他	649	7,530
繰延税金資産小計	268,550	264,508
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	192,612	192,860
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	75,938	71,647
評価性引当額小計 (注) 1	268,550	264,508
繰延税金資産合計	-	-

(注) 1. 評価性引当額が前連結会計年度と比較して4,042千円減少しております。これは、主にソフトウェアに係る将来減算一時差異の減少26,847千円、販売促進引当金に係る将来減算一時差異の増加15,465千円によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	13,910	178,702	192,612
評価性引当額	-	-	-	-	13,910	178,702	192,612
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(2)	-	-	-	13,910	83,205	95,744	192,860
評価性引当額	-	-	-	13,910	83,205	95,744	192,860
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度においては税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、自由化領域において一般消費者向けに電力・ガス等の最適な選択をサポートする「エネルギープラットフォーム事業」と、デジタル化領域において電力・ガス会社向けにクラウドソリューションを提供する「エネルギーデータ事業」の2領域における事業展開をしており、これらの2つを報告セグメントとしております。

「エネルギープラットフォーム事業」は、「エネチェンジ」、「エネチェンジBiz」の運営を、「エネルギーデータ事業」は、主に「EMAP」及び「SMAP」をはじめとした電力会社向けのクラウドサービスの提供、並びに、電力データ解析技術を活用した稼働中の再生可能エネルギー発電所の運営効率化・ファンド運営事務サービス「JEF」の提供を行っております。なお、前連結会計年度において「エネルギープラットフォーム事業」の中に含めておりました「SIMチェンジ」事業は、2019年7月の事業譲渡に伴い、当連結会計年度には含めておりません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	エネルギープラットフォーム事業	エネルギーデータ事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	681,456	586,654	1,268,110	-	1,268,110
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	681,456	586,654	1,268,110	-	1,268,110
セグメント利益又は損失()	32,013	19,253	51,267	373,982	322,714
その他の項目					
減価償却費	1,262	107,635	108,897	15,136	124,034
減損損失	-	52,142	52,142	-	52,142
のれんの償却額	-	27,325	27,325	-	27,325

- (注) 1. セグメント利益の調整額 373,982千円及び減価償却費の調整額15,136千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. 当社グループでは、セグメント資産及び負債を経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象としていないため、記載しておりません。
- ただし、関連する費用については合理的な基準に基づき、各報告セグメントに配分しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	エネルギープラ ットフォーム事業	エネルギー データ事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	989,166	724,029	1,713,196	-	1,713,196
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	989,166	724,029	1,713,196	-	1,713,196
セグメント利益又は損失()	190,208	214,941	405,150	351,830	53,320
その他の項目					
減価償却費	954	32,269	33,224	12,444	45,669
減損損失	-	-	-	-	-
のれんの償却額	-	-	-	-	-

- (注) 1. セグメント利益の調整額 351,830千円及び減価償却費の調整額12,444千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 当社グループでは、セグメント資産及び負債を経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象としていないため、記載しておりません。
- ただし、関連する費用については合理的な基準に基づき、各報告セグメントに配分しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社Loop	271,857	エネルギープラットフォーム事業 エネルギーデータ事業
東京瓦斯株式会社	203,242	エネルギープラットフォーム事業 エネルギーデータ事業
サミットエナジー株式会社	135,883	エネルギープラットフォーム事業 エネルギーデータ事業

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社Loop	273,656	エネルギープラットフォーム事業 エネルギーデータ事業
東京瓦斯株式会社	222,727	エネルギープラットフォーム事業 エネルギーデータ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

「エネルギーデータ事業」セグメントにおいて、当社及び当社の子会社が保有するソフトウェア資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当連結会計年度においては「エネルギーデータ事業」で52,142千円であります。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	エネルギープラット フォーム事業	エネルギーデータ 事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	27,325	-	27,325
当期末残高	-	-	-	-

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	Japan Energy Capital 1 L.P. (注) 3	ケイマン諸島	-	エネルギーデータ事業	-	設立時費用との関係	設立時費用の立替 1	28,259	その他流動資産	29,324

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	Japan Energy Capital 合同会社 (注) 3	東京都千代田区	1,200	エネルギーデータ事業	-	管理業務の提供	業務委託 2	59,102	売掛金	3,280
	Japan Energy Capital 1 L.P.	ケイマン諸島	1,422,663	エネルギーデータ事業	(所有) 直接 14.3	設立時費用の立替	立替金の回収 3	29,324	-	-

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 設立時費用については、当該ファンドの設立時費用の実際発生額を立替えたものであります。
- 2 業務委託手数料については、双方の協議の上決定しております。
- 3 当該ファンド設立時費用の実際発生額の立替額を回収したものであります。

3. 実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	154.50円	144.98円
1株当たり当期純損失()	45.40円	3.10円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 2020年9月16日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算出しております。

4. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	238,375	16,743
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	238,375	16,743
普通株式の期中平均株式数(株)	5,250,000	5,406,790
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>2015年10月31日臨時株主総会決議のストックオプション(第1回新株予約権) 普通株式 106,800株 新株予約権の総数 35,600個</p> <p>2016年12月22日臨時株主総会決議のストックオプション(第2回新株予約権) 普通株式 159,006株 新株予約権の総数 53,002個</p> <p>2017年6月8日臨時株主総会決議のストックオプション(第3回新株予約権) 普通株式 720,000株 新株予約権の総数 240,000個</p> <p>2017年12月21日臨時株主総会決議のストックオプション(第4回新株予約権) 普通株式 143,844株 新株予約権の総数 47,948個</p>	<p>2015年10月31日臨時株主総会決議のストックオプション(第1回新株予約権) 普通株式 90,900株 新株予約権の総数 30,300個</p> <p>2016年12月22日臨時株主総会決議のストックオプション(第2回新株予約権) 普通株式 141,606株 新株予約権の総数 47,202個</p> <p>2017年6月8日臨時株主総会決議のストックオプション(第3回新株予約権) 普通株式 720,000株 新株予約権の総数 240,000個</p> <p>2017年12月21日臨時株主総会決議のストックオプション(第4回新株予約権) 普通株式 129,207株 新株予約権の総数 43,069個</p>

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜 在株式の概要	2018年2月2日臨時株主総会決議 のストックオプション(第5回新 株予約権) 普通株式 14,112株 新株予約権の総数 4,704個 2018年9月10日臨時株主総会決議 のストックオプション(第6回新 株予約権) 普通株式 420,000株 新株予約権の総数 140,000個 2018年9月10日臨時株主総会決議 のストックオプション(第7回新 株予約権) 普通株式 630,000株 新株予約権の総数 210,000個 2019年11月22日臨時株主総会決 議の第1回無担保転換社債型新株 予約権付社債 普通株式 150,000株 新株予約権の総数 1個	2018年2月2日臨時株主総会決議 のストックオプション(第5回新 株予約権) 普通株式 14,112株 新株予約権の総数 4,704個 2018年9月10日臨時株主総会決議 のストックオプション(第6回新 株予約権) 普通株式 420,000株 新株予約権の総数 140,000個 2018年9月10日臨時株主総会決議 のストックオプション(第7回新 株予約権) 普通株式 630,000株 新株予約権の総数 210,000個

5. 当社は、前連結会計年度において種類株式を発行してはいましたが、その株式の内容より、「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2020年12月23日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2020年11月18日及び2020年12月3日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2021年1月20日に払込が完了いたしました。

募集方法	: 第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
発行する株式の種類及び数	: 普通株式57,000株
割当価格	: 1株につき552円
払込金額	: 1株につき442円
資本組入額	: 1株につき276円
割当価格の総額	: 31,464千円
資本組入額の総額	: 15,732千円
払込期日	: 2021年1月20日
割当先	: みずほ証券株式会社
資金の使途	: 運転資金として充当する予定であります。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことについて決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることによって、投資家層の拡大を図り、株式の流動性を高めることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年3月31日(水)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,862,476株
今回分割により増加する株式数	5,862,476株
株式分割後の発行済株式数	11,724,952株
株式分割後の発行可能株式総数	42,000,000株

(注) 上記 から の株式数は、2021年2月12日現在の発行済株式総数(ただし、2021年2月1日から本日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。)に基づき記載しているものであり、本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	2021年3月15日(月)
基準日	2021年3月31日(水)
効力発生日	2021年4月1日(木)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりとなります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	77.25円	72.49円
1株当たり当期純損失()	22.70円	1.55円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2021年4月1日(木)をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,100万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,200万株</u> とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2021年4月1日(木)

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2021年4月1日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	67円	34円
第2回新株予約権	267円	134円
第3回新株予約権	267円	134円
第4回新株予約権	334円	167円
第5回新株予約権	334円	167円
第6回新株予約権	334円	167円
第7回新株予約権	334円	167円

(子会社株式の追加取得)

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、当社連結子会社であるSMAP ENERGY LIMITEDの発行済株式及び新株予約権を追加取得し、完全子会社化することを決議いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：SMAP ENERGY LIMITED

事業の内容：エネルギーデータ事業(エネルギーデータを分析・活用するプロダクトの開発)

(2) 企業結合の日

2021年3月31日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式及び新株予約権の取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、意思決定の迅速化や経営資源の集中を図るため、SMAP ENERGY LIMITEDの完全子会社化を決議いたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理します。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	868,800英ポンド
取得原価		868,800

(注) 取得の対価については今後、価格の調整が見込まれるため、最終的な取得原価は変動する予定です。

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少する資本剰余金

現時点では確定しておりません。

(持分法適用関連会社に対する出資コミットメントの増額)

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、当社持分法適用関連会社であるJapan Energy Capital 1 L.P.に対して、出資コミットメントの増額を行うことを決議いたしました。

1. 出資コミットメントの増額の目的

ファンドの規模拡大及びファンドの投資の進捗に応じて、他のLP出資者ととも追加の出資コミットメントを行うものであります。

2. 出資コミットメントを増額する持分法適用関連会社の名称及び事業内容

名称：Japan Energy Capital 1 L.P.

事業の内容：再生可能エネルギー発電所への投資事業

3. 出資コミットメントの増額の時期

2021年4月(予定)

4. 出資コミットメントの増額

最大4,000千米ドル(増額後当社出資コミットメント総額：最大9,000千米ドル)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
ENECHANGE株式会社	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債 (注)	2019年 11月29日	495,000	-	-	なし	-

(注) 2020年9月23日に権利行使による新株への転換が行われたため、当期末残高はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	9,900	1.5	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	750,000	2.3	2025年～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	-	759,900	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	25,000	60,000	319,996

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	1,252,179	1,713,196
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前当期純損失(千円)	-	-	41,096	12,458
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	-	-	37,936	16,743
1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失(円)	-	-	7.16	3.10

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(円)	-	-	7.02	9.55

(注)1. 当社は、2020年12月23日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当連結会計年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失()を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,661,627	1,264,635
売掛金	1,134,302	1,238,466
前払費用	23,341	27,786
関係会社短期貸付金	-	150,000
その他	1,46,287	1,18,872
貸倒引当金	-	45,790
流動資産合計	865,558	1,653,971
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,995	15,484
工具、器具及び備品	17,825	9,417
有形固定資産合計	43,820	24,902
無形固定資産		
ソフトウェア	33,611	60,815
ソフトウェア仮勘定	5,812	5,052
無形固定資産合計	39,423	65,868
投資その他の資産		
関係会社株式	0	0
関係会社出資金	-	179,579
関係会社長期貸付金	150,000	-
その他	-	15,000
貸倒引当金	53,970	-
投資その他の資産合計	96,029	194,579
固定資産合計	179,274	285,349
資産合計	1,044,832	1,939,320

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,109	7,403
短期借入金	-	29,900
未払金	135,453	136,049
未払費用	13,617	13,919
未払法人税等	7,141	14,461
未払消費税等	3,169	47,450
前受金	7,587	937
預り金	29,001	40,648
販売促進引当金	-	62,981
流動負債合計	207,080	333,752
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	495,000	-
長期借入金	-	750,000
固定負債合計	495,000	750,000
負債合計	702,080	1,083,752
純資産の部		
株主資本		
資本金	642,755	906,802
資本剰余金		
資本準備金	642,745	906,792
資本剰余金合計	642,745	906,792
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	956,998	972,276
利益剰余金合計	956,998	972,276
株主資本合計	328,501	841,318
新株予約権	14,250	14,250
純資産合計	342,751	855,568
負債純資産合計	1,044,832	1,939,320

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1,058,907	1,505,110
売上原価	319,598	299,217
売上総利益	739,309	1,205,893
販売費及び一般管理費	2,102,007	1,218,671
営業利益又は営業損失()	285,698	19,183
営業外収益		
受取利息	1,916	6,022
受取手数料	6,478	8,138
ギフトカード失効益	12,009	10,026
関係会社貸倒引当金戻入額	-	8,180
その他	1,177	3,230
営業外収益合計	21,581	35,597
営業外費用		
支払利息	291	8,141
投資事業組合運用損	-	23,600
株式公開費用	-	14,169
為替差損	211	246
社債発行費	125	-
その他	-	2,044
営業外費用合計	628	48,201
経常利益又は経常損失()	264,745	6,579
特別利益		
事業譲渡益	150,000	-
特別利益合計	150,000	-
特別損失		
減損損失	11,206	-
固定資産除却損	-	12,826
賃貸借契約解約損	-	5,250
関係会社株式評価損	3,615,16	-
関係会社貸倒引当金繰入額	4,53,970	-
特別損失合計	126,694	18,076
税引前当期純損失()	241,439	11,497
法人税、住民税及び事業税	3,283	3,780
当期純損失()	244,723	15,278

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	88,301	27.6	127,058	42.6
経費		231,296	72.4	172,158	57.4
当期売上原価		319,598	100.0	299,217	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
ソフトウェア償却費(千円)	94,171	12,972
外注費(千円)	87,137	99,263
通信費(千円)	32,187	26,110

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	642,755	642,745	642,745	712,274	712,274	573,225	14,250	587,475
当期変動額								
新株の発行						-		-
当期純損失（ ）				244,723	244,723	244,723		244,723
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）								-
当期変動額合計	-	-	-	244,723	244,723	244,723	-	244,723
当期末残高	642,755	642,745	642,745	956,998	956,998	328,501	14,250	342,751

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	642,755	642,745	642,745	956,998	956,998	328,501	14,250	342,751
当期変動額								
新株の発行	264,047	264,047	264,047			528,094		528,094
当期純損失（ ）				15,278	15,278	15,278		15,278
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）								-
当期変動額合計	264,047	264,047	264,047	15,278	15,278	512,816	-	512,816
当期末残高	906,802	906,792	906,792	972,276	972,276	841,318	14,250	855,568

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2年～5年

工具、器具及び備品 3年～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、一般債権に対する貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 販売促進引当金

販売促進を目的として行う特典の付与による支出に備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

連結財務諸表「注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	41,264千円	11,982千円
短期金銭債務	1,100	432

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関2行(前事業年度は1行)と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
当座貸越契約の総額	100,000千円	300,000千円
借入実行残高	-	9,900
差引額	100,000	290,100

3 使途制限付預金

前事業年度(2019年12月31日)

当社の転換社債型新株予約権付社債により調達した495,000千円は、Japan Energy Capital 1 L.P.への出資のための資金として資金使途が制限されております。

当事業年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

4 財務制限条項

前事業年度(2019年12月31日)

当社の転換社債型新株予約権付社債495,000千円は、財務制限条項が付されており、2019年12月の取締役会で決議した当社の2020年度から2022年度までの中期計画における各年度の当社グループの税金等調整前当期純利益が、引受先と合意した一定の金額を下回る数値にて修正決議する場合には、引受先の要求に基づき、転換社債型新株予約権付社債を一括償還する可能性があります。

当事業年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引		
売上高	1,238千円	59,102千円
販売費及び一般管理費	-	26,486
営業取引以外の取引		
受取手数料	6,000	8,100
受取利息	1,912	6,016

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25%、当事業年度37%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75%、当事業年度63%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給料及び手当	261,397千円	302,940千円
業務委託費	151,541	148,644
広告宣伝費	132,775	48,974
販売手数料	105,699	284,528
減価償却費	15,136	12,503
販売促進引当金繰入額	-	62,981

3 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社の子会社であるSMAP ENERGY LIMITED株式について、関係会社株式評価損(61,516千円)を計上しております。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

4 関係会社貸倒引当金繰入額

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社の子会社であるSMAP ENERGY LIMITEDへの貸付金について、同社が債務超過となったため、債務超過額見合いの関係会社貸倒引当金繰入額(53,970千円)を特別損失に計上しております。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関係会社出資金は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
子会社株式	0	0
関係会社出資金	-	179,579

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	185,954千円	191,570千円
ソフトウェア	59,319	32,472
減損損失	3,431	3,431
関係会社株式	18,839	18,839
貸倒引当金	16,528	14,023
販売促進引当金	-	15,465
その他	649	7,343
繰延税金資産小計	284,724	283,146
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	185,954	191,570
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	98,769	91,576
評価性引当額小計	284,724	283,146
繰延税金資産合計	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度においては、税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2020年12月23日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2020年11月18日及び2020年12月3日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2021年1月20日に払込が完了いたしました。

募集方法	: 第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
発行する株式の種類及び数	: 普通株式57,000株
割当価格	: 1株につき552円
払込金額	: 1株につき442円
資本組入額	: 1株につき276円
割当価格の総額	: 31,464千円
資本組入額の総額	: 15,732千円
払込期日	: 2021年1月20日
割当先	: みずほ証券株式会社
資金の用途	: 運転資金として充当する予定であります。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことについて決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることによって、投資家層の拡大を図り、株式の流動性を高めることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年3月31日(水)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,862,476株
今回分割により増加する株式数	5,862,476株
株式分割後の発行済株式数	11,724,952株
株式分割後の発行可能株式総数	42,000,000株

(注) 上記 から の株式数は、2021年2月12日現在の発行済株式総数(ただし、2021年2月1日から本日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。)に基づき記載しているものであり、本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	2021年3月15日(月)
基準日	2021年3月31日(水)
効力発生日	2021年4月1日(木)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりとなります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	77.24円	72.76円
1株当たり当期純損失()	23.31円	1.41円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2021年4月1日(木)をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,100万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,200万株</u> とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2021年4月1日(木)

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2021年4月1日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	67円	34円
第2回新株予約権	267円	134円
第3回新株予約権	267円	134円
第4回新株予約権	334円	167円
第5回新株予約権	334円	167円
第6回新株予約権	334円	167円
第7回新株予約権	334円	167円

(子会社株式の追加取得)

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、当社連結子会社であるSMAP ENERGY LIMITEDの発行済株式及び新株予約権を追加取得し、完全子会社化することを決議いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：SMAP ENERGY LIMITED

事業の内容：エネルギーデータ事業(エネルギーデータを分析・活用するプロダクトの開発)

(2) 企業結合の日

2021年3月31日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式及び新株予約権の取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、意思決定の迅速化や経営資源の集中を図るため、SMAP ENERGY LIMITEDの完全子会社化を決議いたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理します。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	868,800英ポンド
取得原価		868,800

(注) 取得の対価については今後、価格の調整が見込まれるため、最終的な取得原価は変動する予定です。

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少する資本剰余金

現時点では確定しておりません。

(関連会社に対する出資コミットメントの増額)

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、関連会社であるJapan Energy Capital 1 L.P.に対して、出資コミットメントの増額を行うことを決議いたしました。

1. 出資コミットメントの増額の目的

ファンドの規模拡大及びファンドの投資の進捗に応じて、他のLP出資者とともに追加の出資コミットメントを行うものであります。

2. 出資コミットメントを増額する関連会社の名称及び事業内容

名称：Japan Energy Capital 1 L.P.

事業の内容：再生可能エネルギー発電所への投資事業

3. 出資コミットメントの増額の時期

2021年4月(予定)

4. 出資コミットメントの増額

最大4,000千米ドル(増額後当社出資コミットメント総額：最大9,000千米ドル)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累 計額 (千円)
有形 固定資産	建物	25,995	6,476	7,406	9,581	15,484	21,188
	工具、器具及び備品	17,825	4,384	4,256	8,536	9,417	26,529
	計	43,820	10,861	11,662	18,117	24,902	47,717
無形 固定資産	ソフトウェア	33,611	40,176	-	12,972	60,815	-
	ソフトウェア仮勘定	5,812	7,302	8,062	-	5,052	-
	計	39,423	47,478	8,062	12,972	65,868	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	オフィス内装工事	6,476千円
ソフトウェア	EMAP BASE、CRM開発	32,114千円
ソフトウェア仮勘定	ENECHANGE INSIGHT MARKETS(初期開発)、 プラン情報ツール関連開発、EMAP BASE	7,302千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	オフィス減床	7,406千円
工具、器具及び備品	オフィス減床	4,256千円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	53,970	-	8,180	45,790
販売促進引当金	-	62,981	-	62,981

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://enechange.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2020年11月18日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2020年12月4日及び2020年12月14日関東財務局長に提出。

2020年11月18日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

2021年1月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月30日

ENECHANGE株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているENECHANGE株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ENECHANGE株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月30日

ENECHANGE株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているENECHANGE株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ENECHANGE株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。